

令和4年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

＜令和4年度＞監査テーマ:市税の賦課・徴収に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
資産統括局	市民税課	51	意見	1	税務署での税務申告書等の調査後の職権停止の運用	尼崎市は、税務署へ訪問し税務申告書等の有無を2回確認し、その段階で何も動きがないというだけで、市としての調査、課税事務を職権停止する運用の取りやめを検討すべきである。	2年連続して税務署調査を実施したうえで、法人税の申告が確認できなかった法人については、現地調査等を実施し、調査の結果、市内に事務所等を有することが確認できたものについて職権にて均等割の決定を行うようマニュアルを改めた。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	52	意見	2	税務署との連携	尼崎市は、税務署に対し、全体的なルールや連携に関する協議の場を設けてもらうことを申し入れ、情報連携に向けた具体的な協議の場を設定し、可能な情報連携内容、作業を詰めていくことを検討すべきである。また、業務の効率化、市として他の調査に余力を回す時間を確保するため、市と税務署とのデータ連携のシステム構築を税務署に申し入れ、実現に向けた具体的な協議を進めることも合わせて検討すべきである。	国税庁が国税と地方税の連携を図るため、本市における国税連携端末の「国税連携viewer」の閲覧サービスの利用を令和5年度から開始したことにより、当該「国税連携viewer」を活用し、電子申告分(E-tax)については連携を行うことができるようになった。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	52	意見	3	法人支店の調査	尼崎市は、法人支店の調査については、未申告の法人に関する調査体制、調査方針、調査時期、調査方法を制度化し、成文化すべきである。具体的な調査方法としては、例えば、NTTハローページ企業名版より、市内の企業を照合し、申告がない法人支店を絞り出すことが考えられる(ただし、ハローページの尼崎市版については、令和4年11月の発刊を最終版として発刊が終了しているため、本報告書を受けて直近で全体の洗い出し作業として調査するには使用できるが、今後の継続的な調査方法としては相応しくないと考えられる)。また、今後の新規の支店設置の調査方法としては、確定申告は本店所在地の他税務署で行っているものの、尼崎税務署へ源泉徴収税をあらたに納付するようになった法人については、市内において支店をあらたに設置した法人である可能性が高いため、例えば、かかる法人の有無を尼崎税務署に照会し、調査する等の方法により(ほかには、電力会社に対し、企業との新規契約を照会する方法も考えられる)、一定の調査を行うことは可能なはずであることから、まずは、法人支店の調査の基準、ルールの枠組みを作成すべきである。	法人支店の調査については、事務所、事業所等の未申告に対する対応手法とは別個の対応手法を定めて運用する実益は乏しく、独自の調査の基準やルールの枠組みを作成する必要性は低いものと考えている。なお、近隣中核市に確認したところ当該調査を実施していない旨を確認した。	見解の相違	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	53	意見	4	デパート、複合施設の調査	尼崎市は、デパート、複合施設内の定期的な支店調査に関するルール、実務運用を作成し、調査を行うことを検討すべきである。	デパートや複合施設の調査については、事務所、事業所等の未申告に対する対応手法とは別個の対応手法を定めて運用する実益は乏しく、独自の調査の基準やルールの枠組みを作成する必要性は低いものと考えている。なお、近隣中核市に確認したところ当該調査を実施していないとのことであった。	見解の相違	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	54	意見	5	未申告者への対応	尼崎市は、他の税目と訪問調査業務を共通化し効率的な調査を行う仕組みを検討するとともに、継続的な改善経過についてもモニタリングして確認すべきである。	ひとくちに市税といっても市民税や固定資産税といった税目ごとに課税要件が異なっており、これらのそれぞれの税目に対し一定の知見が必要となってくるものであることから、複数の税目についての課税要件を理解し、適切な調査を行うことができるようになるためには、長期的にわたる知識の蓄積を行うことによってはじめて十分な知見を習得することができるものであるため、訪問調査業務を共通化することは困難である。	見解の相違	-	令和5年2月22日

令和4年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

＜令和4年度＞監査テーマ:市税の賦課・徴収に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
資産統括局	市民税課	54	意見	6	設立届未提出法人の調査	尼崎市は、登記されているが設立届が未提出の法人に対するホームページ等を利用した情報収集、訪問調査を行うことを検討すべきである。また、このような法人に対する情報収集、訪問調査の方法やルールについて具体的基準を決め、マニュアルを作成し、周知徹底を図るべきである。	現在、法人番号サイトにて、登記済ではあるが設立届未提出の法人(尼崎本店分)を抽出し、当該法人に対して催告書を送付し、その後、設立届の提出がない場合において税務署調査を実施している。 また、税務署調査により法人税の申告書等の提出が確認できなかった法人については、必要に応じて、ホームページ等を確認し、事業実態が確認できた場合には、再度の催告書の送付や現地調査などをして対応するようマニュアルを改めた。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	55	意見	7	事務所、事業所等の未申告に対する対応	尼崎市は、設立届未提出の未申告法人に対して、実際に過料の制裁を行うことを前提とした実務運用を定めるべきである。具体的には、過料の制裁があることを二度にわたって催告したにもかかわらず、合理的理由なく未申告が続いた場合には過料の制裁を行う等、実際に担当者として過料の制裁を求める手続を進める際の明確な判断基準や手続の流れを要綱又はマニュアルとして作成し、現実手続を実行することを検討されたい。	設立届未提出の未申告法人(条例に規定する不申告法人)に対して、過料の制裁を行う実務運用を検討するに当たり、兵庫県下の市町村に対し照会を実施したところ、参考となる事例の収集ができなかったため、今後は、調査対象範囲を広げて事例の収集を行い、実務運用のための研究・検討を進める。	検討中	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	55	意見	8	従業者数が未記載の申告書への対応	尼崎市は、従業者数が未記載の申告書への対応として、記載不備の指摘を行うことについて検討すべきである。	市ホームページにおいて、改めて従業員数記載漏れへの注意喚起を行うとともに、従業員数が未記載の申告書については、申告内容の疑義解消のために当該申告をした法人へ連絡をする際に、適正な申告につなげるよう記載不備の指摘を行う取扱いをすることとし、課内周知した。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	56	意見	9	減免申請時の疎明資料の提出と定期的な事後調査	尼崎市は、減免申請を行う際、事業報告書、活動計画書、収支計算書、法人名義の通帳の提出を求める等、一定の資料の提出を条件とするべきであるし(他市においても減免申請時に一定の添付資料を求めている例は散見されるので、他市のホームページに掲載されている法人市民税の減免申請時の添付書類等も参考にされたい)、提出された資料に疑問があれば適宜法人に対する照会を行うべきである。また、不正な申請を摘発するとともに不正な申請の抑止効果のため、定期的に、一定数の法人をピックアップしたうえで、事後調査も行うように制度設計し直すべきである。市としては、現在、減免対象法人について、税務署へ期限後申告や特別法人等の確定申告の提出を確認する調査を実施する中で、申告が確認できた特別法人等の調査は行っているようであるが、同調査で判明するのはあくまで自主的に申告を行っている法人に限られ、不正な申請の抑止効果がある調査といえるものではないことから、本監査手続において実施したように、ホームページ等による調査も検討されたい。なお、抑止効果という意味では、申請時の案内、もしくは申請書の書式のなかに、申請者に注意喚起を促す文言として、市として事後に個別調査を行うことがあること、申請者としては個別調査に協力することに同意すること等の文言を入れることも検討されたい。	令和5年度より、一定数の法人を抽出した上でホームページ等の調査を実施し、疑義がある法人については聴き取りによる確認の後、必要に応じて資料の提出を求めることとした。また、抑止効果の観点から、申請書の書式の中に申請者に注意喚起を促す文言を令和6年度送付分より追加することとした。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	75	意見	10	災害減免決定に係る資料の保管	尼崎市は、災害減免決定の判断の基礎となった写真等の資料を必ず保管する運用に改めることを検討すべきである。	令和5年度から災害減免決定の判断の基礎となった写真等の資料については、決裁書の添付資料として必ず添付するよう取扱いを改め、課内周知した。	改善済	-	令和5年2月22日

令和4年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

＜令和4年度＞監査テーマ:市税の賦課・徴収に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
資産統括局	市民税課	77	意見	11	調査未了案件の継続調査、翌年への引継ぎ	尼崎市は、年度毎に行われている調査について、未了案件については、次年度移行も抽出して調査すべきである。また、調査結果を分析し、情報の引継ぎを体系的に行うとともに、対象者の絞り込みや調査方針のマニュアルの作成を検討すべきである。例えば、担当職員と上席者において、これまでの所得調査で成功した調査方法、調査の効果が上がった対象者の事例、類型を抽出し整理する協議を行い、対象者の絞り込みや調査方針に関するマニュアルを作成し、毎年、調査期間が終わる都度、同様の協議を行い、マニュアルを改訂し翌年度に引き継いでいくという運用も検討の余地があると考ええる。	調査未了案件については、次年度も対象者の状況が変わらない場合はシステムにて所得調査の対象として抽出し、調査を行うこととした。 また、調査方針のマニュアルは、所得調査の対象者の絞り込み方法について、効率的かつ効果的な架電調査対象者を選定できるようにするための内容などを盛り込んだ改正をした。今後も、必要に応じてマニュアルを改訂していく。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	79	意見	12	特別徴収義務者に対する調査、督促	尼崎市は、給報の提出を促しても応じない事業者に対して、電話をするなどの追跡調査及びさらなる催促をするべきである。なお、文書で給報の提出を促す際、督促の効果を上げるため、①地方税法により給報の提出義務があること、②地方税法第317条の7により給報を提出しなかった者又は虚偽の記載をした給報を提出した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する定めがあることも警告として記載することを検討すべきである。さらに、例えば、かかる督促を繰り返しても合理的理由なく給報を提出しようとせず態度としても悪質な者に対しては具体的に告発を検討せざるを得ないことも通告する等、段階的な督促、警告の手順をマニュアル化して督促の効果を上げる方法を検討し、運用を改善すべきである。	市民税の特別徴収の対象事業者に対する調査において、根拠法令を記載した文書を通じたところほぼすべての事業者から給与支払報告書が提出された。また、異動届に1月1日以降の支払額記載があるにも関わらず、当該調査で給与支払報告書の提出がない事業所については、異動届に記載の支払額に基づき、課税するよう運用を改めた。市民税の特別徴収の対象事業所が給与支払報告書を提出していない理由の多くは、失念や制度の理解不足によるものであり、悪質と判断できるものは見受けられなかったことから、段階的な督促、警告の手順についてマニュアル化は検討しないこととする。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	資産税課	109	意見	13	非課税に関する事務マニュアル等の不備	尼崎市は、非課税に関する事務マニュアル等を作成すべきである。	非課税に関する事務処理を標準化するため、非課税申告時に求める添付書類や事務処理にかかる事務マニュアルを作成した。 また、非課税申告が必要な固定資産について、申告の手続や根拠規定等をホームページに掲載した。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	資産税課	110	意見	14	実地調査の記録方法の不備	尼崎市は、個々の減免申請に係る実地調査の報告を決裁資料に残すべきである。平成24年度報告書において、減免申請の内容の妥当性を継続的に確認する必要がある旨の意見が述べられているが、過誤防止と事後検証のため、調査結果の具体的な内容を保存する必要がある。また、決裁書には、個々の物件に関する実地調査の内容を添付し、保存することが望ましい。	継続性のある減免対象資産については、令和5年度課税から、賦課期日の直前である年末に実地調査を行い、調査結果を個々の減免適用の決裁書に添付することとした。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	資産税課	114	意見	15	期限後提出の減免申請書及びその事由を証明する書類の処理	尼崎市は、所定の期限までに減免申請書及び「その事由を証明する書類」を提出するという原則から外れない運用を検討すべきである。	固定資産税の減免を適用する際には、所定の期限までに減免申請書及び「その事由を証明する書類」を提出させるよう、条例の規定に沿った運用を徹底する。また、特に自治会において会計書類等の提出が期限までに間に合わない場合が想定されるため、減免申請書の案内にて、会計書類に準ずる資料の添付を求めることとした。	改善済	-	令和5年2月22日

令和4年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

＜令和4年度＞監査テーマ:市税の賦課・徴収に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
資産統括局	資産税課	115	意見	16	過年度課税に関する調査マニュアルの不備	尼崎市は、過年度課税を行うべき客観的な根拠に関し、事務マニュアル等を策定すべきである。	過去に課税要件を充足していたことが客観的な証拠により証明できる場合の過年度遡及課税について、より公平な課税を実現するため、マニュアルを作成する予定である。	検討中	-	令和5年2月22日
資産統括局	資産税課	119	意見	17	課税漏れ・課税誤りの再発防止策の不徹底	尼崎市は、課税漏れ及び課税誤りに関し、事例を整理し、原因分析と再発防止策を文書化すべきである。課税漏れ及び課税誤りに関し、類型ごとに分類してその原因と再発防止策を検討した事例集(又はデータベース)や、重要なQ&Aを整理した職員向け問答集を策定されたい。究極的には、チェックリスト策定につなげることが望ましい。	判明した課税漏れ及び課税誤りについて、原因分析と再発防止策を類型別に検索できるようにデータベースへ記録するとともに、その記録内容について、係内での研修やミーティングにおいて定期的な情報共有や活用等を図ることで再発防止策を徹底することとした。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	資産税課	120	意見	18	捕捉率向上の余地	尼崎市は、償却資産の捕捉率向上に向けて、調査方法のさらなる効率化・精緻化を図るべきである。	公的機関から得られる情報に基づき、課税対象となる資産を捕捉する取組を行うこととした。調査に当たっては、庁内システムの情報や、インターネットを通じて得られる情報を活用して資産の確認を行うことで、調査方法の効率化と精緻化を行うこととした。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	資産税課	121	意見	19	太陽光発電設備の調査範囲拡大の余地	尼崎市は、調査範囲を10kWh以上の設備まで拡大すべく、調査方法のさらなる効率化・精緻化を図るべきである。	令和5年度課税においては、申告書発送時に10kWh以上の設備の所有者に案内文を配布し、多くの申告があった。今後も未申告者に対する申告促進に取り組みと共に、毎年近畿経済産業局に照会を行い、対象資産を捕捉する。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	資産税課	137	意見	20	事業所用家屋貸付申告制度の理解促進の必要性	尼崎市は、事業所用家屋貸付申告制度の理解促進を図るべきである。具体的には、税理士・税理士会に対する制度案内を行い、案内文に、未申告者に対する過料の規定の存在を明記すること等を検討されたい。	令和5年度から近畿税理士会発行の広報誌に事業所税の制度案内を記載したチラシの同封を依頼するとともに、税理士等に配布している尼崎納税協会発行の広報誌にも、制度案内文を毎年掲載し、税理士への周知を図ることとした。併せて、毎年1月に実施している税理士を対象とした確定申告説明会において、直接制度説明する機会を設けることとした。これらの取組に加えて、毎年送付している事業者への申告案内文に、新たに未申告者に対する過料の説明を追加することとした。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	資産税課	138	意見	21	未申告者等に対する申告義務と過料の規定の周知	尼崎市は、申告義務を果たさない者には過料の制裁があり得ることを、申告者・納税義務者が意識できる機会を増やすための、効果的な取組を検討すべきである。	令和5年度から、毎年送付している事業者への申告案内文に、新たに未申告者に対する過料の説明を追加することとした。また、市ホームページにも同様に、未申告者に対する過料の説明を掲載し、より多くの納税者へ周知を図ることとした。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	145	意見	22	県からの明細書送付の不完全	尼崎市は、兵庫県に対し、毎年1月分、2月分についても前記明細書の送付を求めるべきである。	兵庫県と協議した結果、令和5年度から、毎年7月に1月分と2月分のたばこ税・市町村別・事業者別完済本数明細書の送付を受けることとなった。	改善済	-	令和5年2月22日

令和4年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和4年度> 監査テーマ: 市税の賦課・徴収に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
資産統括局	市民税課	145	意見	23	申告内容の正確さの確認の不十分	尼崎市は、「返還控除を受けようとする本数」を含めて、申告内容の正確さを確認するため、申告納税義務者が所持保管している帳簿等を調査すべきである。	申告内容の確認については、費用対効果の観点により合理性がないため、法人に対する立入調査を実施してまで帳簿等の調査は行わない。なお、近隣他都市においても立入調査は実施していないとのことであった。	見解の相違	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	145	意見	24	手持品課税の申告内容確認の不十分	尼崎市は、手持品課税について、その申告の適正を確認するために、小売販売業者に記帳義務がある帳簿などを対象とする市独自の調査の実施を検討すべきである。	市たばこ税に係る手持品課税の申告内容の確認について、税務署において一定の審査を行っていることを踏まえると、税務署による審査に重ねて市独自の調査を行うことは、費用対効果の観点により合理性がないため、小売販売業者に対する立入調査を実施してまで帳簿等の調査は行わない。なお、近隣他都市においても、小売販売業者に対する立入調査を実施してまで帳簿等の調査を行っていないとのことであった。	見解の相違	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	152	意見	25	引き継ぎ資料の充実	尼崎市は、(入湯税の賦課徴収事務について、) 担当者交代時の引き継ぎの際に、重要な課題については、それが行われたことを新旧担当者間で引継日・氏名・引継事項などを記載して記録化すべきである。	担当者交代時に口頭やOJTによる引継ぎを実施していたものの、指摘のとおり文書として作成はしていなかったことから、令和5年度より新旧担当者における引継書を作成し、記録化することとした。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	市民税課	153	意見	26	帳簿の保存期間の延長	特別徴収義務者が作成する帳簿(日々の入湯客数その他入湯税の徴収に関して必要な事項を記載)の保存期間を1年から5年に延長することを検討されたい。	公文書管理指針は本市職員が作成、取得した書類を対象とするものであり、事業者の保有している帳簿に対しては対象となるものではないことから、必ずしも整合性を図ることが求められるものではない。 また、帳簿の保存期間を1年以上とすると、特別徴収義務者に負担を強いることにもつながるため、本市としては、申告時に帳簿の確認を行うことで、申告の適正さを確認することができることから、特別徴収義務者に対し負担を強いてまで1年以上の保管を求める必要性はないと考えている。	見解の相違	-	令和5年2月22日
資産統括局	税務管理課	166	意見	27	申告書記載内容のチェック	尼崎市は、軽自動車(種別割)申告(報告)兼交付申請書の記載欄のうち「納税義務発生年月日」「販売譲渡証明書年月日」が空欄のものが散見されるので、申告受付時にチェックし、申告者に対し、その記載を促すべきである。	軽自動車(種別割)申告(報告)兼交付申請書の記載欄のうち「納税義務発生年月日」及び「販売譲渡証明書年月日」が空欄であるものについては、申告者に対して記載漏れのないよう促すよう職員に注意喚起し、庁内関係課にも同様に通知した。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	税務管理課	166	意見	28	海外転出者向けパンフレットの記載内容の充実	尼崎市は、(軽自動車税について、) 転出者向けパンフレットにある「原動機付自転車」「3輪4輪軽自動車」欄に、海外転出者も廃車等所定の手続を取らないと引続き課税されることを明記すべきである。	海外転出者向けパンフレットにある「原動機付自転車」及び「3輪4輪軽自動車」に係る説明欄に、軽自動車税については、海外転出者も廃車等所定の手続を行わない限り、引続き課税されることとなる旨を明記することとした。また、市ホームページにおいても海外転出者に関する案内の部分において、所有している軽自動車等について廃車等所定の手続を行わない限り引続き課税されることとなる旨を明記した。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	税務管理課	167	意見	29	自動車等の売主の第二次納税義務の適用要件等の整備	尼崎市は、地税法第11条の9第1項に定める自動車等の売主に対する第二次納税義務を実際に適用することも視野に入れ、要件等を記載したマニュアルを整備すべきである。	自動車等の売主に対する第二次納税義務の成立要件やこれを適用するうえでの考慮要素をマニュアルに記載した。	改善済	-	令和5年2月22日

令和4年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和4年度> 監査テーマ: 市税の賦課・徴収に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
資産統括局	納税課 特別処理担当	178	意見	30	高額滞納事案の滞納整理の工夫	尼崎市は、高額滞納事案の滞納整理について、事案の性質に応じた弾力的な処理を行うことにより、未処分割合の減少を目指すべきである。	高額滞納事案のうち、新規の高額課税により発生したような比較的滞納期間の浅いものについては、できる限り早期に財産調査、滞納処分に着手している。一方、財産調査を尽くしても差押可能な財産が見当たらず、難事案として長期化したものについては、強制調査(捜索)を含めた多角的な手法も活用しながら徴収強化を図るとともに、徴収が困難な場合は、適宜、執行停止を進めるなどして、事案の完結に向けた道筋をつけられるよう取り組んでいる。このように事案の性質に応じた弾力的な処理を行っている中、令和5年度からはより多くの事案について強制調査を前提とした対応を進めるなど、取組を一層強化している。 なお、未処分割合とは、未着手の事案の割合を言うものではなく、既に滞納処分を行ったものの、完納に至らなかった事案等も含まれており、そうした事案も含め、継続的に財産調査を進めるなどの処理を行っているところである。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	納税課	179	意見	31	訪問徴収について	尼崎市は、訪問徴収員の業務効率を上げる方策を検討すべきである。	徴収体制の強化と業務効率の向上等を図るために、令和4年度に業務執行体制の見直しに係る検討を進める中で、訪問徴収業務を令和5年度に廃止した。	改善不可能	-	令和5年2月22日
資産統括局	納税課	180	意見	32	分納誓約書の記載内容の不備	尼崎市は、分納誓約書が納付期限を納税義務者の申し入れにより特に変更するものであるため、誓約書の記載事項は全て適切に記載するように指導すべきである。	事務処理マニュアルに「『納付誓約書』の項目については、記載事項をすべて記入させたいうえで、署名させる。」とあり、分納受理時には、納税者に納付誓約書の記載事項を漏れなく記載させるよう指導を徹底することについて、対応する職員に再周知を行った。また、引き続き、係長等による多重チェックも徹底することとした。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	納税課	180	意見	33	延滞金減免申請書における理由の不備	尼崎市は、延滞金減免の申請にあたっては、いかなる事情により延滞金減免取扱要綱第2条の各号に該当するのかを具体的に記載した申請書をもとに、延滞金減免の審査をすべきである。	延滞金減免取扱要綱第2条各号の減免申請があった場合は、必要事項が記載された延滞金減免申請書に減免事由に該当することを疎明する資料を添付して減免の可否を審査することを原則としており、今後も延滞金減免申請書に減免理由が明確に記載されていることの確認を徹底するよう、対応する職員に再周知を行った。また、引き続き、係長等による多重チェックも徹底することとした。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	納税課	183	意見	34	延滞金減免申請書の申請者名の記載不備	尼崎市は、延滞金減免申請書の受理にあたっては、申請書の必要的記載事項が記載されているか十分なチェックを行うべきである。	延滞金減免取扱要綱第2条各号の減免申請があった場合は、必要事項が記載された延滞金減免申請書に減免事由に該当することを疎明する資料を添付して減免の可否を審査することを原則としており、今後も延滞金減免申請書に必要な記載事項が明確に記載されていることの確認を徹底するよう、対応する職員に再周知を行った。また、引き続き、係長等による多重チェックも徹底することとした。	改善済	-	令和5年2月22日

令和4年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

＜令和4年度＞監査テーマ:市税の賦課・徴収に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組（所管課回答）	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
資産統括局	納税課	185	意見	35	給与差押一部解除の判断基準の設定	尼崎市は、生活維持困難を理由とする給与差押の一部解除の可否及びその範囲についての判断基準（視点・考慮要素）を事務処理マニュアル等で規定したうえで、実際に一部解除を行った場合には、その具体的な判断理由を経過詳細一覧ないし処理記録に記録すべきである。	給与差押の一部解除の可否及びその範囲について判断する際の視点や考慮要素を事務処理マニュアルに明記するとともに、その判断理由を経過詳細一覧や処理記録に記録するよう、対応する職員に再周知を行った。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	納税課	186	意見	36	給与差押にあたっての差押可能額の計算の正確性確保	尼崎市は、給与差押において差押可能額を勤務先（第三債務者）から取り立てるにあたっては、差押可能額の計算を正確に行い、その計算根拠を経過詳細一覧や処理記録に記録しておくべきである。	差押可能額の計算の正確性を確保するため、勤務先から「差押可能額計算表」の送付を受け、又は電話で聴取することにより、差押可能額及びその計算根拠の確認を行い、その確認結果は処理記録等により管理することを事務処理マニュアルに明記し、実施を徹底した。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	納税課	186	意見	37	契約書の製本不備について	尼崎市は、業務委託契約書の製本にあたっては、後日ページの差し替えができないように確実に袋綴じをする必要がある。	契約書作成時には適切に袋綴じすることを徹底するよう課内で周知した。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	納税課	187	意見	38	請求書の請求日の記載について	尼崎市は、業務委託契約に係る請求書の日付が空欄であったとしても、安易に市側で記入することは慎むべきである。	契約の相手方に、請求書の日付を空欄で出してくることがないように注意喚起を徹底するとともに、請求書を受領する際、日付欄が空欄になっていないかの確認を徹底するよう、課内で周知した。	改善済	-	令和5年2月22日
資産統括局	税務管理課	202	意見	39	保有年限切れシステムの必要性についての検証	尼崎市は、保有年限切れシステムの必要性について、継続的に検討すべきである。	保有年限切れシステムは、例えば「尼崎市固定資産税課税総りによる返還金支払要綱」に基づき20年前まで遡って固定資産税等を返還する場合など、市が納税義務者に対して課税等に係る説明責任を果たすために必要なシステムであることから、今後も維持管理を継続する。	見解の相違	-	令和5年2月22日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度> 監査テーマ: 補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
資産統括局	財政課	22	意見	1	【意見1】補助金等交付手続に関する基本ルールの策定 尼崎市は、補助金等交付規則など、補助金等交付手続に関する基本方針を定めたルールを策定すべきである。	補助金交付手続の基本的ルールを定める必要がある。具体的には、①用語の定義のほか、②交付申請書への必要記載事項③申請書への添付書類④補助金等の交付決定手続(申請の取り下げや決定の取消し手続も含む)⑤補助事業等の実施(実績報告を含む)⑥交付決定を受けた者の交付請求手続(交付時期を含む)等についての基本的ルールを定めることが望ましい。	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正・効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和5年4月以降、交付手続に関する基本ルールや、交付要綱作成に当たってのガイドライン、交付事務一般に関する実質的な指針の策定の検討を随時進めている。	検討中	さらなる事務の適正化・効率化に向けて、本市の補助金等交付事務の詳細な現状や経過等を十分に把握し考慮したうえで、関連部署が連携し、今後、統一的なルールやガイドライン等の策定を進めていく。	令和4年2月24日
資産統括局	財政課	22	意見	2	【意見2】交付要綱作成にあたってのガイドラインの策定 尼崎市は、補助金等に係る交付要綱作成のガイドラインを策定すべきである。	現行の交付要綱の中には、補助対象経費や補助率等が明確に定められていないものも多くみられるところ、交付要綱作成のガイドラインにおいて、作成にあたり原則として守るべき事項を可能な限り明確に定めることにより、交付要綱に不備が生じることを避けるとともに、業務の効率化も図られる。	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正・効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和5年4月以降、交付手続に関する基本ルールや、交付要綱作成に当たってのガイドライン、交付事務一般に関する実質的な指針の策定の検討を随時進めている。	検討中	さらなる事務の適正化・効率化に向けて、本市の補助金等交付事務の詳細な現状や経過等を十分に把握し考慮したうえで、関連部署が連携し、統一的なルールやガイドライン等の策定を今後、進めていく。	令和4年2月24日
資産統括局	財政課	23	意見	3	【意見3】補助金等の交付事務一般に関する実質的な指針の策定 尼崎市は、補助金等交付手続に関する基本ルール(補助金等交付規則など)、交付要綱作成のガイドラインの策定に加え、さらに、補助金等の事務執行一般についての実質的な指針を策定することが望ましい。 また、当該指針においては、①補助効果測定のための指標を確立する際にあたっての基本的な考え方、②適切な補助効果測定のために実績報告時に要求すべき添付書類を設定するにあたっての基本的な考え方、③補助金等交付先の財務状況を確認する際の基本方針、④補助金等の適切な終期を判断するにあたっての基本的な考え方等について、可能な限り具体的に定めるべきである。	交付要綱作成にあたってのガイドラインが策定されることにより、①当該補助金等の趣旨・目的(公益目的)が過不足なく記載されるとともに、②交付手続に関する基本ルールに則った補助金の交付手続(申請から決定、交付、実績報告に至るまで)が記載されることは重要であるが、あくまでも交付要綱においては交付手続の基本的事項が記載されるにすぎないので、事務執行の適正の観点からは、必ずしも十分ではない。 実際の補助金等の交付事務において、公益目的達成の手段としての有効性・効率性、交付手続の公平性・平等性が実現されるためには、より実質的かつ具体的な指針を定めることが望ましい。 当該補助金によって、所定の公益目的が効果的、効率的に実現されたかどうかを判断する指標については、様々な考え方が成り立ちうる所であり、尼崎市では、各事業について年度毎に作成される「事務事業シート」において、当該事業・補助金についての成果が示されているものの、単純な数値の増減など形式的な指標となっているものも多く、公益目的達成のために真に有効かつ効率的に当該補助金が貢献したかという観点に基づいた指針・考え方が示されることが有益である。	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正・効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和5年4月以降、交付手続に関する基本ルールや、交付要綱作成に当たってのガイドライン、交付事務一般に関する実質的な指針の策定の検討を随時進めている。	検討中	それぞれの補助金の有効性や妥当性を踏まえる中で、統一的な事務処理による事務改善にもつなげるべく、今後、交付事務一般に関する実質的な指針の策定について、検討していく。	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度> 監査テーマ: 補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
資産統括局	財政課	24	意見	4	<p><u>【意見4】 交付要綱作成の徹底</u></p> <p>尼崎市は、全ての補助金について交付要綱を策定することが望ましい。</p>	<p>本報告書において結果・意見の対象となった補助金の中には、交付要綱が作成されていないものが散見され、最終的に結果・意見の対象とならなかった補助金の中にも交付要綱が作成されていないものが存在する。</p> <p>これらの補助金は、特定の補助事業者を対象としたものが多く、申請者の一律・平等な取扱いの要請がないことや、事業の目的が明確であるなど、特に補助金交付手続に関する基本ルールが定められれば、他の補助金と比較して、交付要綱を作成する必要性が少ないこともたしかである。</p> <p>しかし、各補助金について個別に交付要綱が定められることは、当該補助金の趣旨・目的を明確にし、補助金受給の要件・条件に違反があった場合のルールを明らかにするという観点からも、また、市民目線からの監視にさらすことで補助金交付事務の適正を担保するという観点からも有用である。</p> <p>特に長期間にわたって、特定の補助事業者に対して交付が継続しているものについては、その趣旨や目的の吟味が確か、曖昧になるおそれも生じることから、たとえ特定の補助事業者を対象とする補助金であっても、交付要綱を作成することが望ましい。</p>	<p>補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正・効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。</p> <p>令和5年4月以降、交付手続に関する基本ルールや、交付要綱作成に当たってのガイドライン、交付事務一般に関する実質的な指針の策定の検討を随時進めている。</p>	検討中	<p>補助金交付事務の透明性をより一層高めていくためにも、交付要綱作成の徹底について進めていく。</p>	令和4年2月24日
資産統括局	財政課	25	意見	5	<p><u>【意見5】 交付要綱の市ウェブサイトへの掲載の徹底</u></p> <p>尼崎市は、交付要綱を作成している補助金等について、交付要綱を市のウェブサイトにおいて公表すべきである。</p>	<p>インターネットが広く普及するに至った現在の社会状況のもとで、各補助金等の内容、交付手続について、ウェブサイトを通じて市民に公表することは、極めて重要である。</p> <p>もちろん、当該事業について資金面の援助を受けたいと考える者が、補助金等の存在自体を知る端緒として、交付要綱自体に直接アクセスすることは必ずしも多くなく、多くは市のウェブサイト上に掲載されている補助金等の概要についての案内や、市への電話等での問合せがきっかけになっていると思われる。</p> <p>しかし、そのような場合でも、実際に当該補助金等の交付申請を行うかどうかを判断するにあたっては、申請時の資格要件や具体的な交付時期が当該事業のスケジュールに合致したものであるかなど、具体的な手続の確認は不可欠であることから、自ら交付要綱にアクセスできる環境を整えることが重要である。</p> <p>一方、交付対象者が特定の補助事業者であり、数年以上にわたって存続している補助金については、必ずしも当該事業者への機会付与、公平の要請は妥当しないが、交付要綱の市民への公開は、主権者たる市民に対し、どのような趣旨・目的をもった補助金が存在し、どのような要件・手続を経て当該補助事業者が補助金の交付を受けるのかについて明らかにすることで、市民の「知る権利」を充足し、市民によるチェックの機会を与えるという重要な役割を果たしていることから、交付要綱の公開を行うべきである。</p>	<p>補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正・効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。</p> <p>令和5年4月以降、交付手続に関する基本ルールや、交付要綱作成に当たってのガイドライン、交付事務一般に関する実質的な指針の策定の検討を随時進めている。</p>	検討中	<p>市民や事業者にとってよりわかりやすく補助制度にしているためにも、市ウェブサイトへの掲載について積極的に検討していく。</p>	令和4年2月24日
資産統括局	財政課	26	意見	6	<p><u>【意見6】 補助金等に関する統括部署の設置</u></p> <p>尼崎市は、補助金等に関する統括的な管理部署を設けるか、既存の部署のいずれかに統括的な役割を担わせることを検討すべきである。</p>	<p>補助金等交付手続に関する基本ルール、交付要綱作成のガイドラインの策定により、補助金等交付事務について一定の適正化・効率化が図られ、さらに、補助金等の事務に関する実質的な指針も合わせて定めることにより事務執行の適正が担保されると考えるが、さらに、部局を横断し、補助金等を統括的に管理する部署を設けることにより、事務執行の適正・効率化に資すると考える。</p> <p>かかる部署の設置には行政的コストも伴うところであり、尼崎市の自治体としての規模から、補助金等の管理のみに専任する部署を新設することは現実的ではないかもしれないが、補助金等の交付事務の適正化は、市の財務事務にも大きく影響することから、既存の部署に補助金等を統括的に管理する業務を担わせるなどの方策を、必要なコストとして検討された。</p>	<p>補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正・効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。</p>	改善済	<p>統括的な管理部署については、新たな設置とせず、現組織体制において、より効率的な事務処理を進めている部署を定める方向で検討していく。</p>	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度> 監査テーマ: 補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組 (所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
危機管理安全局	生活安全課	33	意見	8	<p>交通安全協会補助金 【意見8】 補助金額の相当性のチェック</p> <p>尼崎市は、交付先に対して補助金額の使途を特定するとともに、交付先からの実績報告に基づき補助金額の相当性をチェックすべきである。</p>	<p>本補助金は、要綱上は交付先を特定しない補助金の体裁を取っているが、実質的には各協会のみを交付先とし、補助金額に関する積算基準を持たない定額ありきの運用が定着しているとみられるべきである。</p> <p>今後は、交付先に対して補助金額の使途を定め、積算基準を定めるなどしたうえで、交付先からの実績報告（領収証等の根拠資料を添付させるべきである。）がこれに合致しているかの検証を行うべきである。</p>	<p>本件補助金については、令和4年度に補助額の積算基準を定め、補助対象経費を明確にするとともに、実績報告時に領収書等の根拠資料の提出を求める要綱改正を行い、令和4年度支出分の補助金から適用することとした。</p> <p>なお、令和3年度の支出分から、実績報告時に領収書等の根拠資料の提出を求めており、令和4年度に支出した本件補助金についても適正な支出が確認できる書類の添付を求めている。</p>	改善済	<p>本補助金は、前述のとおり、交通安全協会と協働で交通安全施策に取り組み必要性のもと、交通安全協会に対して補助金を交付しているものである。一方、その補助額については、これまで市の財政状況等を踏まえ、段階的に減額を行ってきたことから、今年度の補助金の支出については一旦留保し、当該年度中に改めて補助額の積算基準を定め、補助対象経費を明確化した上で支出を行う。</p> <p>なお、令和3年度の支出分については、実績報告時に領収書等の根拠資料の提出を求め、一層の適正化を図ったところであり、今後も適正な支出が確認できる書類の添付を求めている。</p>	令和4年2月24日
危機管理安全局	生活安全課	37	意見	10	<p>防犯協会補助金 【意見10】 補助金額の相当性のチェック</p> <p>尼崎市は、交付先に対して補助金額の使途を特定するとともに、交付先からの実績報告に基づき補助金額の相当性をチェックすべきである。</p>	<p>本補助金は、要綱上、尼崎市内の各防犯協会のみを交付先としており、補助の対象事業は、防犯協会が地域に応じて行う「安全で安心して暮らせる地域づくり」に繋がる普及・啓発事業」とされている。しかしながら、かかる事業に関するいかなる経費を補助の対象とするのか、要綱上明らかではなく、市としては特段使途を定めて交付しているわけではない。</p> <p>補助金の積算基準がなく、毎年同じ金額の補助金を交付している実態は、補助の必要性・補助金額の相当性に関する正当化根拠を持たないことを意味し、望ましくない。今後は、交付先に対して補助金額の使途を定め、積算基準を定めるなどしたうえで、交付先からの実績報告（領収証等の根拠資料を添付させるべきである。）がこれに合致しているかの検証を行うべきである。</p>	<p>本件補助金については、令和4年度に補助額の積算基準を定め、補助対象経費を明確にするとともに、実績報告時に領収書等の根拠資料の提出を求め、令和4年度支出分の補助金から適用することとした。</p> <p>なお、令和3年度の支出分から、実績報告時に領収書等の根拠資料の提出を求めており、令和4年度に支出した本件補助金についても適正な支出が確認できる書類の添付を求めている。</p>	改善済	<p>本補助金の補助額については、これまで市の財政状況等を踏まえ、段階的に減額を行ってきたことから、今年度の補助金の支出については一旦留保し、当該年度中に改めて補助額の積算基準を定め、補助対象経費を明確化した上で支出を行う。</p> <p>なお、令和3年度の支出分については、実績報告時に領収書等の根拠資料の提出を求め、一層の適正化を図ったところであり、今後も適正な支出が確認できる書類の添付を求めている。</p>	令和4年2月24日
都市整備局	都市戦略推進担当	41	意見	12	<p>尼崎市路線バス運行支援補助金 【意見12】 補助金の効果測定</p> <p>尼崎市は、補助金の効果測定のために、系統別、区間別の収支・乗客数などで採算を検証し、併せて社会的重要度（公共性）やクロスセクター効果などの分析も定期的に行うべきである。</p>	<p>「地域住民の足」として存続すること自体に意味があるというだけでは、補助金の効果の説明としては不十分である。補助金の効果は可能な限り可視化して、具体的に説明できるものでなければならない。補助金（税金）を投入してでも、その路線を維持することによって当該路線利用者のみでなく市民全体から納付が得られるかという観点からの問題提起と議論が必要である。</p> <p>その結果、採算性が低い路線、政策的に維持する必要性に乏しい路線については、路線地域の主要施設、交通事情、朝昼晩の人の動き等も考慮したうえで、路線変更・廃止、減便等による補助金の削減の可否を引き続き検討するべきである。</p> <p>なお、市と阪神バスが行った前記委託調査結果は、採算性だけではなく、社会的重要度（公共性）に基づく路線別評価を行い、また、クロスセクター効果も算定しており、有意義である（現に、この調査結果で採算性も社会的重要度も低いと評価された路線が廃止されている。）。ただ、公共施設の設置・利用状況は変化するし、クロスセクター効果の算定もその費用計算のための金銭的条件等が変化するので、定期的な検証が必要である。</p> <p>※ クロスセクター効果とは・・・地域公共交通の評価方法のひとつ。すなわち、地域公共交通が廃止されると、運転免許や自家用車を持たない高齢者や障がい者の移動手段の確保のための病院までの送迎バスや買物のためのタクシー・券配布など、医療分野や商業分野をはじめ、様々な分野において地域公共交通に代わる施策のための「分野別代替費用」がかかる。この費用と「地域公共交通の運行に対する財政支出（補助金）」を比較することで定量的に把握できる地域公共交通の多面的効果（クロスセクター効果）が測定できる。</p>	<p>包括外部監査人の指摘するように、クロスセクター効果の算定は有意義であるとは考えられるが、諸条件の変化も含め毎年計測では数値に変化が乏しいため、一定期間ごとにクロスセクター効果の測定を行うことで、補助金の交付の効果を測定する。</p> <p>また、当面は、令和5年9月に運賃改定が行われたことによる影響や、近年中の更なる運賃改定が予定されていることから、引き続き、経営状況を注視し、補助金交付の要否を判定することとする。</p>	改善済	<p>新型コロナウイルス感染症拡大による路線バス利用者数の大幅な減少と、新たな生活様式への移行等は各路線バス事業者の経営に大きな影響を与えている。</p> <p>引き続き、その動向を注視するとともに、比較的採算性が低い路線であっても、公共施設等の市民生活を支える基盤となる場所を経由する社会的重要度の高い路線は維持・確保することとし、市民の生活や経済活動を支えるため、各路線バス事業者等と調査研究に取り組む。</p>	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

＜令和3年度＞監査テーマ:補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組（所管課回答）	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
総合政策局	文化振興課	44	意見	13	<p>（公財）尼崎市文化振興財団に対する補助金 【意見13】補助金交付の根拠</p> <p>尼崎市は、補助金支出に関する要綱を定めるべきである。</p>	<p>尼崎市は、補助金の交付先が1件であったとしても、補助金の内容や交付手続等を明確にするために、補助金交付要綱を策定し、その要綱中に補助金の対象となる経費の内容及び補助金額の定め方等も記載することで、尼崎市の果たすべき役割等を明確にするべきである。</p> <p>また、補助金は本来公益事業に充てられるものであるため、会計処理上の必要上、補助金の一部を収益事業に充てるのであれば、どの範囲で充てることができるのか等を要綱中に明記するべきである。</p>	<p>補助対象事業、補助対象経費、及び交付申請並びに実績報告に係る手続の方法を明確にするため、令和5年3月に「尼崎市文化振興財団補助金交付要綱」を策定した。</p> <p>なお、補助金額の定め方や充て範囲については、予算編成の中で精査して決定するため、年度ごとの交付決定決裁に明記していくこととする。</p>	改善済	<p>（公財）尼崎市文化振興財団が所有・運営している尼崎市総合文化センターについては、市に移管後、指定管理者制度の導入を予定している。</p> <p>指定管理者制度の導入にあたっては、文化事業の実施体制について大幅広い見直しが生じることから、その整理と併せて要綱の作成等について検討を行う。</p>	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課	46	意見	14	<p>市民運動各地区推進協議会事業補助金 【意見14】補助金の適正使用（支出の裏付け資料の提出）</p> <p>尼崎市は、要綱中に、各地区協議会に対し、支出を裏付ける領収証等の根拠資料の提出を規定するべきである。</p>	<p>要綱第13条では、各地区協議会に対し、事業実績報告書、収支決算書等の提出が義務づけられているが、支出を証する領収証等の根拠資料の添付が義務づけられていない。補助金の適正使用を確認するためには、その根拠資料の提出も義務付けるべきである。</p>	<p>補助金の適正使用を確認するため、「市民運動各地区推進協議会事業補助金交付要綱」を令和5年4月に改正し、同要綱第6条第1項第1号において、補助金の請求の際に、実績報告書提出の際に支出を証する根拠資料の提出を義務付けるよう規定した。</p>	改善済	<p>補助金の適正使用を確認するため、支出を証する根拠資料の提出を義務付ける要綱改正を令和4年度中に行う。</p>	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課 小田地域課 立花地域課	55	意見	23	<p>集会所借地補助金 【意見23】補助金の効果測定</p> <p>尼崎市は、要綱を改正して、補助金の交付を受けた単位福祉協会から集会所の利用計画と利用状況について報告させ、補助金の効果を測定するべきである。</p>	<p>尼崎市が本件補助金交付を継続するのであれば、補助金の効果を測定するために、補助金交付を受けた単位福祉協会から当該集会所の利用実績（回数、参加者など）を報告させる必要がある（その前提として、利用計画書の提出も必要）。</p> <p>集会所借地補助金については、その要綱上「利用計画書」「利用状況報告書」の提出が義務づけられているが、集会所借地補助金についても、同様の書面の提出を求め、効果測定のための資料とすべきである。</p>	<p>補助金の効果を測定するため、「集会所借地補助金交付要綱」を令和5年4月に改正し、同要綱第6条第1項第1号において、補助金の請求の際に、集会所利用状況報告書の提出を義務付けるよう規定した。</p> <p>なお、利用計画については、以前から提出を義務付けていた収支予算書や利用及び管理に関する規約等から把握できるため、改めて規定の追加はしていない。</p>	改善済	<p>利用実態が確認できる書面の提出を義務づけるよう、要綱改正について検討する。</p>	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課	58	意見	24	<p>尼崎市社会福祉協議会補助金 【意見24】補助金の適正使用（裏付け資料の提出）及び効果測定</p> <p>尼崎市は、市社協に対し、上記(3)ア③④⑤の補助金が各支部・連協・単協において、どのような費用に充てられているかわかる書類の提出を求め、不適切な費用がないかを検証するとともに、補助金の効果測定の指標を設定すべきである。</p>	<p>尼崎市は、市社協に対して、6支部運営事務費、75連協活動費、594単協活動費（1単協が辞退）、地域広報活動推進費として補助金を交付しているが、その金額は活動実績に応じたものではなく、定額的な金額である。この補助金の使途、支出について、交付先からは報告書等の提出はない。</p> <p>「公益を支出している以上、1団体あたりの金額が少額であっても、「渡し切り」ではなく、市社協には、当該補助金が何の費用に充てられたかを明らかにし、補助対象経費以外の経費に支出されていないことを説明する責務があり、市にもその確認をする責務があると考える。</p> <p>各支部・連協・単協の予算書・決算書のみにより補助金の使途が明確になるのであればよいが、そうでない場合には、その使途に関する報告書が別途必要である。なお、支部・連協・単協の数が多いため、費用対効果の観点から、市の確認は、全件ではなくサンプリング調査にとどめ、問題点があれば、それを各支部・連協・単協において共有し改善することが現実的であると考える。</p> <p>また、単協数が減少している昨今の状況からは、本補助金の効果測定のための指標も設定すべきである。具体的には、社協加入率に加えて、会員から徴収した会費の収入金額、会費以外の収入金額、実施事業数、実施事業参加者数など活動の実勢を示す数字が考えられる。</p>	<p>本件補助金は市社協を経由して連協、単協に交付されており、連協、単協が適切に補助金を活用していることについては、その決算書等をもって市社協が確認している。市としては、市社協に対し、令和5年度に支出した補助金から、各支部・連協、単協において、どのような費用に充てられているかわかる書類の提出を求め、不適切な費用がないかを検証するよう取扱いを改めた。</p> <p>また、補助金の効果測定については、当該補助金を主な財源とする支部事業が連協・単協の会員向けに広く実施されており、令和4年度においては計45の事業が実施され延べ7,043人が参加していることから、こうした支部事業は連協や単協の活動促進に一定の効果があるものと捉えている。</p> <p>令和4年度はコロナ禍の影響で事業数は近年でも最小に近いものであったことから、今後これを基準値とし、推移を確認していくことで当該補助金の効果を測っていくものとする。</p>	改善済	<p>報告書の提出については、6支部運営事務費については、市社協運営の直接経費として使用されているものであることから、市に対し活動計画書・活動報告書及び予算書・決算書が提出されているが、連協活動費、単協活動費については、市から市社協を経由して連協・単協に交付されているものであることから、市社協に対し活動計画書・活動報告書及び予算書・決算書が提出されているものである。</p> <p>単協・連協の活動状況は市社協で確認していることを市として把握しており、事務の簡素化を図るため、市に対する報告書類の提出は求めていない。また、効果測定指標については、単協数の減少はもちろん課題であるが、最終的には構成員の減少が一番の課題である。ただ、構成員数を指標とするならば、尼崎市社会福祉協議会補助金のもともとの指標である「社協加入率」とほぼ同じ内容の指標となるため、現在のままで問題ない。</p> <p>また単協の活動内容は、各単協によって様々であり、単一の指標で効果測定することはできないが、地域活動の推進に向け、各支部で単協・連協向けに実施している講座・研修数など、統計的データを活用した補助効果の評価について検討を行う。</p>	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度> 監査テーマ: 補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組（所管課回答）	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
総合政策局	協働推進課	59	意見	25	尼崎市社会福祉協議会補助金 【意見25】補助金の適正使用（契約のルール） 尼崎市は、市社協に対し、市社協が当事者になる売買、貸借、請負、保管、運送等の契約の方式については、市契約規則に準じる方式で、これを行うよう要請すべきである。	市は、市社協に対し、地方自治法及び同法施行令の規定の趣旨に基づき、公正性・経済性確保の観点から、①市契約規則が定める金額以上の契約については、競争入札を行う、②見積合わせをとる業者について資格要件を定める、③予定価格に応じた見積合わせ業者数を定めるなど然るべき手続を経るよう要請すべきである。なお、その際、指定管理業務関係については、指定管理料等その制度のなかで効率性が確保されていることから要請対象から除外することはあり得る。	市社協に対し、売買その他の契約について、①市契約規則が定める金額以上の契約については競争入札を行う、②見積合わせをとる業者について資格要件を定める、③予定価格に応じた見積合わせ業者数を定めるなど、可能な範囲で市の契約規則へ準拠した方式に改めるよう、令和5年3月に文書で依頼した。	改善済	市社協に対し、公正性・経済性確保の観点から、売買、貸借、請負、保管、運送等の契約について、令和4年度中に市契約規則に準じた方式に見直すよう要請する。	令和4年2月24日
総合政策局	園地地域課	68	意見	31	東園田町総合会館建替補助金 【意見31】補助金の適正使用の確認 尼崎市は、補助金交付先に対し、補助対象事業が一定期間継続するような場合は、リスクマネジメントの観点から、補助金が適正に使用されているかの確認を適宜行うべきである。	建設工事請負契約のような継続的事業への補助は、その履行債務内容が複雑多岐にわたり、履行期間が長くなること等から、紛争発生のリスクが高まる。それを予防するためには、予め予想されるリスクとその対応策を検討し、その検討結果をもって、補助金交付先を事前指導し、補助金の支出を期中においても管理する必要がある。書類上の形式的な確認だけでは不十分であるといわざるを得ない。 市としては、補助金交付先が、リスクを認識し、予防し、顕在化したリスクに適切に対応することを補助金の交付条件（付款）とし、それが実行されているか否かを補助事業継続中に適宜確認する必要がある。 また、このような確認作業は、所管課だけの業務とするのではなく、市行政全体の内部統制、リスクマネジメントのシステムの中に位置付け、実行されるべきと考えることを付言する。	当該補助金を交付した市の立場として、リスクマネジメントを踏まえた確認等の対応が適切になされたか否かについてを関係課の協力体制により検証し、その結果を全庁に共有するとともに、令和5年6月に市ホームページに公表した。 今後においては、同様の補助事業を実施する場合に、今回の検証によって明らかになった留意事項を補助要綱等に反映させることにより、リスクマネジメントを行っていくこととする。	改善済	当該補助金は市の補助事業であることを踏まえ、建て替え決定後、紛争発生に至る過程での市の関与等について、リスクマネジメントを含めて補助金支出の観点で適切な対応がなされたか否かについて、現在、関係課を交えたプロジェクト体制で検証を行っている。 また、本市の内部統制においては、対象項目と定めた制度ごとにリスクや取組の検証機能に過不足がないかなど、評価検証を行い機能向上を図ることとしており、より実効的なリスクアセスメントの手法について、引き続き検討していく。	令和4年2月24日
総務局	給与課	71	意見	32	職員厚生会補助金 【意見32】OB職員の人件費負担（補助率及び必要性の再検討） 尼崎市は、派遣する職員の元役職及び補助率について、当該職員を派遣する必要性を踏まえて再検討されたい。	本補助金は、令和2年12月8日尼崎市給与課長発給8080号通知「令和3年度に外郭団体等の役員等に就任する本市の元職員の報酬等に対する補助金等の参考数値の上限額について」に基づき、その金額を定めている。そして、尼崎市は、事務局長として部長級職員を配置する必要があるとの厚生会からの人的支援の要請に基づき元部長級職員を派遣しているため、元部長級職員に対する人件費補助の上限額を補助金として支出している。 しかしながら、厚生会には現在派遣しているOB職員の外に、係長級に昇格した1名を含む2名のプロパー職員（ともに勤続15年目）がいる。尼崎市は、当該プロパー職員では未だ事務局長のポストを担うには能力、経験共に十分とはいえず、将来を見据えた人材育成の観点から、人的支援をすることとしているが、総務局給与課において、当該事務局長ポストについては市の組織における係長級（又は課長補佐）に相当すると考えていることからすれば、そもそも派遣の必要があるか疑問がある。 また、仮に元部長級職員である必要があったとしても、補助率がその上限額である必要があるかは定かではない。上記通知はあくまでも補助をする際の上限額について定めたものであって、必要最少の補助率とするような折衝が補助金交付団体との間でなされたものとは見受けられず、上限額の補助を行うという前提ありきで決定されているものと思われる。 要請のあった役職について、そもそも人的支援が真に必要なか、また、仮にこれが必要だとしてもその必要とする職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、補助率が適切かについて再度検討されたい。	人的支援については、市職員の福利厚生に係る業務は、地方公務員法第42条の規定に基づき、地方公共団体がこれを実施しなければならないとされていることから、市職員が当該業務を直接担う自治体もある中で、本市は条例により当該業務を行わせるための団体を設立の上、その団体に業務を行わせる形式をとっている。また、派遣する職員の担う事務局長ポストは、福利厚生事業を実施するに当たっての団体内部の運営事務だけでなく、市との横断的な連携及び総合調整、事業企画や経理等、実質的に当該団体の法人運営を司ることが求められており、現在係長級となっているプロパー職員であっても当該事務局長ポストを担うには経験や能力共に十分とはいえない。 このように、市職員の福利厚生に係る業務であることや人材育成等の観点からも、本市の業務に広く精通したOB職員を派遣することについては十分合理性があり、現時点では人的支援が必要である。 また、派遣する職員の選定及び補助率については、派遣している職員の担っている業務が、上記のとおり市が実施すべき事業に関係するものであり、その事業の実施に当たっても市との横断的な連携及び総合調整を必要とするものであることから、人件費補助の上限額を補助金と支出することについても十分に合理性がある。	改善済	市職員の福利厚生に係る業務は、地方公務員法第42条に基づき、地方公共団体がこれを実施しなければならないとされており、市職員が当該業務を直接担う自治体もある中で、本市は条例により当該業務を行わせるための団体を設立の上、その団体に業務を行わせる形式をとっている。また、派遣する職員の担う事務局長ポストは、福利厚生事業を実施するに当たっての団体内部の運営事務だけでなく、市との横断的な連携及び総合調整、事業企画や経理等、実質的に当該団体の法人運営を司ることが求められており、現在係長級となっているプロパー職員であっても当該事務局長ポストを担うには経験や能力共に十分とはいえない。 以上のとおり、市職員の福利厚生に係る業務であることや人材育成等の観点からも、本市の業務に広く精通したOB職員を派遣することについては合理性があり、現時点では人的支援が必要であると考えているが、今後、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるかについて検討していく。	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度> 監査テーマ: 補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組 (所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
福祉局	企画管理課	75	意見	33	<p>社会福祉事業団補助金 【意見33】 0B職員の人件費負担 (本補助金の必要性)</p> <p>尼崎市は、事業団の収支が黒字であり、潤沢な資金残高があることを踏まえ、補助金の必要性について再考されたい。</p>	<p>事業団は、基準により、「事業団の主たる事業は、都道府県、市が設置した施設の受託経営に限るものとする。」とされている。企画管理課によると、このように事業団の事業の範囲が限定されており、経営基盤が脆弱であることが、本補助金を必要とする理由とのことである。</p> <p>しかし、上述のとおり、事業団は直近3年度で最低約1200万円以上の資金収支差額を生み出しているだけでなく（このほか毎年度500万円を超える資産積み立てがある。）、資金残高も潤沢に保有している。したがって、本補助金を継続する必要性はないと思われる。</p> <p>このほか、事業団に対して0B職員を推薦すること自体は、その必要性について監査人として肯定否定し難いものではあるが、本補助金が始まった際の決裁文書をもとに、0B職員推薦の必要性についての記載はあるものの、本補助金によってその人件費を負担することの必要性までも読み取ることができなかった。したがって、事業団の収支が黒字であり、潤沢な資金残高があることを踏まえ、補助金の必要性について再考されたい。</p>	<p>包括外部監査において指摘されている資産積立てによる資金残高は、老朽化している母子生活支援施設の長期修繕や建替え費用の原資とするべく確保しているものであり、通常の事業活動においては、必ずしも強固な経営基盤を有しているものではない。また、尼崎市社会福祉事業団の事業活動自体も本市の福祉施策の遂行に貢献するものであり、このような役割を同事業団が果たすに当たり、市の政策の推進と協調関係を取ることであり、その効果がより発揮されることから、市職員0Bを派遣しているところである。</p> <p>派遣する職員に係る人件費補助の要否については、派遣している職員が担っている業務について、市が実施すべき事業に関係するものであるかどうかの報告を徴した結果、市のひとり親に対する援助施策に関わる母子生活支援施設の長期修繕や建替え計画に係る事業に携わっていることが確認できたため、人件費補助をすることについても十分に合理性があることが確認できた。今後についても職務内容に見合った職員を選定できているか、また、補助が必要であるか等について随時確認を行っていく。</p>	改善済	<p>包括外部監査において、社会福祉事業団については、収支が黒字であり、潤沢な資金残高があるとの見解が示されている。</p> <p>しかしながら、社会福祉事業団は、養護老人ホームと母子生活支援施設を有しており、養護老人ホームは今後廃止することが決定しているものの、老朽化している建物や機器の緊急的な修繕に備えた資金が必要であるほか、母子生活支援施設の長期修繕や建替え費用の確保、不足の事態に備えた運転資金の確保などを考慮すると、潤沢な資金残高があるとは言えない。</p> <p>このことから現時点においては補助金は必要であると考えているが、今後、養護老人ホームの廃止によって事業団の経営状況の改善が見込まれるため、母子生活支援施設の建て替え等将来的な投資的経費計画等を踏まえる中で、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。</p>	令和4年2月24日
福祉局	企画管理課	75	意見	34	<p>社会福祉事業団補助金 【意見34】 0B職員の人件費負担 (補助率)</p> <p>尼崎市は、事業団の収支が黒字であり、潤沢な資金残高があることを踏まえ、現在、100%としている補助率について再考されたい。</p>	<p>本補助金は、令和2年12月8日尼崎市給与課長発尼給第8080号通知「令和3年度に外郭団体等の役員等に就任する本市の元職員の報酬等に対する補助金等の参考数値の上限額について」に基づき、その金額を定めている。</p> <p>同通知は、その表題からも明らかなとおり、補助金支出をする際の「上限額」を定めたものであって、その金額でなければならぬとしたものではない。すなわち、個々の補助金交付先団体の財政状況や補助金支出の必要性に応じて、上限額の範囲内で必要最少の補助金とすべきである。</p> <p>したがって、事業団の財政状況からして補助金の必要性は認められず、補助金の必要性を見直すべきである。しかし、仮に補助金の必要性を肯定した場合であっても、事業団に対して本補助金の継続を必要とする場合であっても、補助率については補助金支出の必要性と整合性のある割合を真摯に検討されたい。</p>	<p>包括外部監査において指摘されている財政状況の内容については、老朽化している母子生活支援施設の長期修繕や建替え費用の原資とするべく確保している留保資産をたえてのものであり、通常の事業活動においては、必ずしも強固な経営基盤を有しているものではない。また、尼崎市社会福祉事業団の事業活動自体も本市の福祉施策の遂行に貢献するものであり、このような役割を同事業団が果たすに当たり、市の政策の推進と協調関係を取ることであり、その効果がより発揮されることから、市職員0Bを派遣しているところである。</p> <p>派遣する職員に係る人件費補助の要否については、派遣している職員が担っている業務について、市が実施すべき事業に関係するものであるかどうかの報告を徴した結果、市のひとり親に対する援助施策に関わる母子生活支援施設の長期修繕や建替え計画に係る事業に携わっていることが確認できたため、人件費補助をすること及び人件費補助の上限額を補助金と支出することについても十分に合理性があることが確認できた。今後についても職務内容に見合った職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等について確認を行っていく。</p>	改善済	<p>包括外部監査において、社会福祉事業団については、収支が黒字であり、潤沢な資金残高があるとの見解が示されている。</p> <p>しかしながら、社会福祉事業団は、養護老人ホームと母子生活支援施設を有しており、養護老人ホームは今後廃止することが決定しているものの、老朽化している建物や機器の緊急的な修繕に備えた資金が必要であるほか、母子生活支援施設の長期修繕や建替え費用の確保、不足の事態に備えた運転資金の確保などを考慮すると、潤沢な資金残高があるとは言えない。</p> <p>このことから現時点においては補助金は必要であると考えているが、今後、養護老人ホームの廃止によって事業団の経営状況の改善が見込まれるため、母子生活支援施設の建て替え等将来的な投資的経費計画等を踏まえる中で、今後、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。</p>	令和4年2月24日
福祉局	福祉課	77	意見	35	<p>尼崎市民生児童委員調査等活動補助金 【意見35】 補助金額の適正 (活動に支障のない経費の調査)</p> <p>民生児童委員調査等活動費補助金については、一定の単価の実費弁償費が支給されているが、実際に要している実費の額との乖離がないか、具体的に調査をしたうえで実費弁償費の額を検討されたい。</p>	<p>尼崎市では、民生委員の調査等活動費補助金として年額9万2,220円を交付しているが、その算定根拠は明確ではない。実費弁償費の額が実際に要している実費の額を上回る場合もさることながら、これを下回っている場合は、民生委員に必要以上の負担をかけていることとなり、なり手不足を助長するおそれがある。</p> <p>活動に支障が生じない経費の額について十分調査をしたうえで、活動に必要な額と著しい乖離のない額の補助金を交付されたい。</p>	<p>本市の民生児童委員の調査等活動補助金については、地方交付税額に、市の独自の加算額を加えて算定しているものであり、定額となっていることから、活動に必要な額と著しい乖離がないか、尼崎市民生児童委員協議会連合会に意見を求めたところ、かい離があるものではない旨の回答を得た。なお、今後も定期的に尼崎市民生児童委員協議会連合会と意見交換するなど適切な補助金の支出ができるよう引き続き取組を進めていく。</p>	改善済	<p>当該補助金の過不足については、令和4年度中に尼崎市民生児童委員協議会連合会の意見を聞くこと等、調査したうえで今後の対応内容について検討する。</p>	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度> 監査テーマ:補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
福祉局	福祉課	79	意見	36	<p>高齢者乗合自動車運賃助成 【意見36】助成金の効果測定とデータの活用</p> <p>尼崎市は、本助成金の成果につき、交付枚数とともに様々なデータ等を活用しつつ多角的に検証された。</p>	<p>尼崎市は、本助成金の事業成果について、毎年度3月末時点での乗車払カード及び定期券の交付枚数を目標指標として成果の検証を行っている。確かに、交付枚数は本助成金の目的とする高齢者の社会参加の促進を図る指標の一つといえる。しかし、交付枚数が直ちに社会参加、すなわち路線バスの利用に結びつくものではなく、実際の利用回数、利用状況など、より直接的な指標も用いて成果を検証する必要がある。</p> <p>また、高齢者の社会参加の促進が究極的に目的とするところ、いわゆる本事業の正当性を基礎づける根拠は、高齢者の社会参加がフレイル予防につながることにあり、監査人としては考える。また、そのような観点から効果検証も必要である。さらに、本事業の利用者個人の乗車状況に関するデータを活用して、効果的な介護予防指導、より多くの利用促進に結び付けするなど、本助成金の効果を最大限引き出す工夫も考えられる。</p> <p>ついで、本助成金の成果を多角的な指標を用いて検証したうえで、利用状況に関するデータを活用し、本助成金の効果を最大化する取組みを検討された。</p>	<p>高齢者保健福祉計画改定の際にアンケートにおいて、介護区分ごとのバス助成の受給やバスの利用状況等を確認するとともに、令和3年度及び令和4年度の乗車払カードに係る利用記録等についても検証を行った。</p> <p>今後も当該計画改定にあわせて、アンケートを実施するとともに乗車払カードに係る利用記録等についても分析していく。</p> <p>また、バス助成の利用により、高齢者の地域活動への参加が促進されるよう令和6年2月に「シニア元気UPパンフレット」に掲載し、市関連施設やシニア情報ステーションに配架をするなど、助成金の効果を高める取組を行っているところである。</p>	改善済	<p>現在、交付枚数のみを目標指標としているが、乗車払カードの実際の利用者数を調査し、分析していくことで、まずは外出支援の効果測定を図っていく予定である。</p>	令和4年2月24日
福祉局	重層的支援推進担当	81	意見	37	<p>①尼崎市地域福祉推進事業補助金 ②尼崎市地域福祉啓発事業補助金 【意見37】交付対象団体の拡大</p> <p>尼崎市は、本補助金の交付対象団体について、市社協に限定せず、広く募られた。</p>	<p>本事業の目的は、要綱上、「地域福祉の推進を図ること」とされているが、かかる業務は市の本来的業務である。本補助金は、その手段として、市社協が地域福祉活動専門員の配置をすることを補助するものであり、交付対象団体が市社協に限定されている。</p> <p>しかし、業務内容からして、これまでの経緯や実績を除けば、市社協でなければ行えないという事情はなく、地域福祉に貢献する他の団体でも同様の地域福祉推進活動を行うことは可能である。そのため、市社協のみを交付対象とすることは、他の団体との公平性を欠く。</p> <p>ついで、市社協以外も本補助金の交付対象団体に加えたいと、広く募られた。</p>	<p>令和5年度に向けた社協とのパートナーシップ関係の再構築に向けた検討を行い、地域に密着した市社協の経験やノウハウは事業推進の基盤となっており、事業目的の達成に効果的であることが再確認できたため、引き続き、補助金の交付対象団体を社協に限定する。</p>	見解の相違	<p>市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていくとともに本補助金の交付対象団体についても検討していく。</p>	令和4年2月24日
福祉局	重層的支援推進担当	83	意見	38	<p>①尼崎市地域福祉推進事業補助金 ②尼崎市地域福祉啓発事業補助金 【意見38】補助金額の妥当性</p> <p>尼崎市は、本補助金について、補助金額の妥当性について十分検討された。</p>	<p>本補助金は、交付対象団体が市社協に限定されているうえ、補助率が限定されていないため、予算の限り、必要経費の全額が補助金として補てんされているのが現状である。尼崎市は、当初、必要となる人件費を検討したうえで本補助金の額を設定しているが、それ以降は据え置かれているうえ、交付対象団体が市社協に限定されているため、外部の事業者が自主的に行う事業に対する補助金の額としての妥当性について、十分な検証がされているか疑問がある。</p> <p>したがって、補助率や限度を定めるなどして、市において適切に事業経費の統制、補助金額の妥当性の確保を図るべきである。</p>	<p>令和5年度に向けた社協とのパートナーシップ関係の再構築に向けた検討を行い、市社協に対する人件費単価を統一的かつ適切な基準に見直ししたことで、補助金額の妥当性を確保した。</p>	改善済	<p>市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていくとともに適切な事業経費の統制、補助金額の妥当性の確保についても検討していく。</p>	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度> 監査テーマ: 補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
福祉局	福祉課	87	意見	41	<p>尼崎市ボランティアセンター事業補助金 【意見41】 交付対象団体の拡大</p> <p>尼崎市は、本補助金の交付対象団体について、市社協に限定せず、広く募られたい。</p>	<p>本事業の目的は、要領上、「地域福祉の推進を図ること」とされているが、かかる業務は市の本来的業務である。本補助金は、その手段として、市社協が地域福祉活動専門員の配置をすることを補助するものであり、交付対象団体が市社協に限定されている。</p> <p>しかし、業務内容からして、これまでの経緯や実績を除けば、市社協でなければ行えないという事情はなく、地域福祉に貢献する他の団体でも同様の地域福祉推進活動を行うことは可能である。そのため、市社協のみを交付対象とするのは、他の団体との公平性を欠く。</p> <p>については、市社協以外も本補助金の交付対象団体に加えたい。で、広く募られたい。</p>	<p>令和5年度に向けた社協とのパートナーシップ関係の再構築に向けた検討を行い、地域に密着した市社協の経験やノウハウは事業推進の基盤となっており、事業目的の達成に効果的であることが再確認できたため、引き続き、補助金の交付対象団体を社協に限定する。</p>	見解の相違	<p>市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていくとともに本補助金の交付対象団体についても検討していく。</p>	令和4年2月24日
福祉局	福祉課	87	意見	42	<p>尼崎市ボランティアセンター事業補助金 【意見42】 補助金額の妥当性</p> <p>尼崎市は、補助金額の妥当性について十分検討されたい。</p>	<p>本補助金は、交付対象団体が市社協に限定されているうえ、補助率が限定されていないため、予算の限り、必要経費の全額が補助金として補てんされているのが現状である。尼崎市は、当初、必要となる人件費を検討したうえで本補助金の額を設定しているが、それ以降は据え置かれているうえ、交付対象団体が市社協に限定されているため、外部の事業者が自主的に行う事業に対する補助金の額としての妥当性について、十分な検証がされているか疑問がある。</p> <p>したがって、補助率や限度を定めるなどして、市において適切に事業経費の統制、補助金額の妥当性の確保を図るべきである。</p>	<p>令和5年度に向けた社協とのパートナーシップ関係の再構築に向けた検討を行い、市社協に対する人件費単価を統一的かつ適切な基準に見直したことで、補助金額の妥当性を確保した。</p>	改善済	<p>市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていくとともに適切な事業経費の統制、補助金額の妥当性の確保についても検討していく。</p>	令和4年2月24日
福祉局	福祉課	91	意見	46	<p>尼崎市地区民生委員児童委員協議会関係業務補助金 【意見46】 補助金額の相当性のチェック</p> <p>尼崎市は、本補助金について、金額の妥当性が確保されるように検討されたい。</p>	<p>実際の業務内容の複雑さや量などに応じて、補助率や限度を定めるなどして、市において適切に事業経費の統制、金額の妥当性の確保を図るべきである。</p>	<p>令和5年度に向けた社協とのパートナーシップ関係の再構築に向けた検討を行い、市社協に対する人件費単価を統一的かつ適切な基準に見直したことで、補助金額の妥当性を確保した。</p>	改善済	<p>市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていくとともに適切な事業経費の統制、補助金額の妥当性の確保についても検討していく。</p>	令和4年2月24日
福祉局	福祉課	96	意見	48	<p>尼崎市地域高齢者福祉活動推進事業補助金 【意見48】 市社協に対する補助金の横断的視点からの見直し</p> <p>尼崎市は、市社協に対する補助金について、その目的や事業内容、補助対象経費が重複していると思われるため、横断的に見直されたい。</p>	<p>市社協に対する補助金は極めて多岐、かつ多額に上っている。細かな文言の相違を捨象すれば、その多くは「社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会に補助することにより地域福祉の推進を図ること」であり、目的を共通にしているものも多い。また、内容としても各事業に関する事務局機能やコーディネートを行うための人件費相当額、運営費を補助するものである。すなわち、市から市社協に対しては、地域福祉の推進という名の下において定められる様々な事業を通じて、同様の役割を担うべき人件費、運営費相当額の補助がなされている。</p> <p>これらに求められる人財、能力は重複する部分も多いと思われる。集約することによってコストダウンすることができる可能性がある。については、市社協に対する補助金の目的や内容を横断的に見直し、補助金額を全体として減少させる工夫をされたい。</p>	<p>令和5年度に向けた社協とのパートナーシップ関係の再構築に向けた検討を行い、市社協に対する人件費単価を統一的かつ適切な基準に見直したことで、補助金額の妥当性を確保した。</p>	改善済	<p>市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていくとともに、補助金額の妥当性の確保についても検討していく。</p>	令和4年2月24日
福祉局	高齢介護課	99	意見	49	<p>住宅改造費助成金 【意見49】 申請書類の簡素化</p> <p>尼崎市は、マイナンバー制度などを有効活用し、申請書類の簡素化を検討されたい。</p>	<p>マイナンバー制度の導入によって様々な情報が紐づけられているうえ、申請者の同意を得れば庁内で確認することも可能であるから、添付資料を必要最小限としたうえで手続を簡素化されたい。</p>	<p>本事業については、尼崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に相談受付、訪問調査、改造内容の提案及び申請書類の進達等、一連の業務を委託している。現行では市社協としても申請者の世帯状況、所得状況を確認した上で、対象世帯の階層区分を把握し、市に申請書類を進達してきたという経緯がある。こうした状況を踏まえ、マイナンバー制度なども含め、申請書類の簡素化に向けて引き続き検討を行う。</p>	検討中	<p>本事業については、尼崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に相談受付、訪問調査、改造内容の提案及び申請書類の進達等、一連の業務を委託している。現行では市社協としても申請者の世帯状況、所得状況を確認した上で、市に申請書類を進達してきたという経緯がある。こうした状況を踏まえ、マイナンバー制度なども含め、申請書類の簡素化に向けて検討を行う。</p>	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

＜令和3年度＞監査テーマ:補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組（所管課回答）	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
福祉局	高齢介護課	102	意見	50	<p>老人クラブ活動等社会活動促進事業運営助成金 【意見50】団体数及び加入率増加に向けた取り組み</p> <p>尼崎市は、老人クラブ数及び加入率を増加させる取り組みを推進されたい。</p>	<p>団体数及び加入率が減少傾向にある要因について虚心坦懐に多角的な視点で検証し、制度の修正も含めて取組を推進されたい。</p>	<p>コロナ禍における地域課題に対応する観点から、兵庫県は令和5年度から3年を目標に支援対象を拡充し、「新たな枠組み」による助成を行うこととされた。その拡充された支援対象のひとつに「会員加入促進活動」が盛り込まれており、市としても、引き続き、老人クラブの支援等の取組を進めていく。</p>	検討中	<p>全国的に老人クラブの団体数及び加入率が減少傾向にある中、兵庫県において、コロナ禍により、地域のつながりの希薄化、外出機会の減少によるフレイルの進行、地域活動の停滞など、新たな地域課題が顕在化した。これらを踏まえ、コロナ禍における地域課題に対応する観点から、3年を目標に支援対象を拡充し、「新たな枠組み」による助成を行う方向性が示された。市としても、県の拡充内容に合わせて、引き続き、老人クラブの支援等の取組を進めていく。</p>	令和4年2月24日
福祉局	高齢介護課	103	意見	52	<p>産休等代替職員費補助金 【意見52】補助金の必要性のチェック</p> <p>尼崎市は、本補助金の利用がされない原因を調査したうえで、利用されやすいように要件の変更を行う、あるいは必要性がないのであれば制度の撤廃を検討されたい。</p>	<p>本補助金は、制度としては存在するものの、制度開始以降、一度も利用された実績がない。10年以上にもわたって一度も利用がないということは極めて例外的であり、利用のための要件が厳しい、あえて利用するまでのメリットがない、そもそも周知がされていないなどの、制度を改善すべき理由がある可能性がある。または、そもそもまったくニーズがない可能性も考えられる。したがって、この点を検証したうえで、対応を検討されたい。</p>	<p>市内の対象施設（5か所）に対し、本補助金を利用されない原因を調査するため、対象施設（5か所）に対しヒアリングを行った。その結果を踏まえ、今後の事業方針について検討を行う。</p>	検討中	<p>当該補助金の補助対象施設は、市内5か所の軽費老人ホームのみである。本補助金の利用がされない原因を調査したうえで、事業の必要性等の検討を行う。</p>	令和4年2月24日
福祉局	障害福祉政策担当	107	意見	53	<p>重症心身障害者通園事業体制維持補助金 【意見53】補助対象事業者の見直し</p> <p>尼崎市は、旧障害児通園事業を実施していた兵庫県内の生活介護事業者を補助対象事業者の条件としている点について、見直されたい。</p>	<p>要綱第2条で、補助の対象となる事業者として、旧障害児通園事業を実施していたことが条件とされているため、新規に交付先となる法人が生じる可能性は極めて低く、補助対象事業者は、事実上、現在交付を受けている1法人に限定されることになる。</p> <p>国の事業の廃止により、国の事業を利用していた事業者が看護職員の加配ができなくなることに伴い、当該事業所を利用していた重症心身障害者が急激な環境変化を受けないよう、本補助金が設けられたというのであれば、既に国の事業廃止から10年、本補助金の設置から5年を経過しようとしていることも踏まえ、急激な環境変化を避ける対策として（例えば、今後5年、10年といった年数をかけて）補助を縮小していくことも考えられる。</p> <p>一方で、一般的に重症心身障害者が通所する生活介護事業所において、重症心身障害者の社会参加等の増進のために、看護職員の雇用を促進させる必要があるというのであれば、旧障害児通園事業を実施していたことを対象補助事業者の条件とする必要はなく、門戸を広げるべきである。</p> <p>いずれにしても、現在、本補助金の交付を受けている事業者が1法人で、今後新規に交付先となる事業者が現れることもないという状況であるのならば、同様に重症心身障害者が通所する生活介護事業所を運営する事業者との公平が保たれないことから、補助対象事業者の見直しを求めるものである。</p>	<p>当該制度は、国の補助事業（重症心身障害児（者）通園事業）を実施していた施設が、平成24年度の法制度の改正によって当時の看護師配置に相応する報酬算定が受けられなくなり、18歳以上の重症心身障害者に対する通所サービスの継続（看護師配置の維持）が困難となったことを受けて、当該施設の利用者がいる複数の自治体により創設した制度であるため、利用者への影響が生じないよう継続性が求められている。また、国においては全国的に障害者の重度化・高齢化が進む中、平成24年の制度改正以降も通所サービス（生活介護）に係る報酬算定において、看護師の配置加算の拡充を段階的に行うなど、重症心身障害者の日中活動の場の確保に取り組んでいるところである。このような動きもある中、直ちに現在の補助対象事業者に対して補助を見直す（廃止）ことは現実的ではないため、市内（本市の利用者が通所可能な隣接市を含む。）の生活介護事業所における看護師の配置（加算の取得）状況等も勘案しながら、引き続き、当該補助制度の見直しについて慎重に検討を進めていく。</p>	検討中	<p>当該制度は、国の補助事業（重症心身障害児（者）通園事業）を実施していた施設が、平成24年度の法制度の改正によって当時の看護師配置に相応する報酬算定が受けられなくなり、18歳以上の重症心身障害者に対する通所サービスの継続（看護師配置の維持）が困難となったため、当該施設の利用者がいる複数の自治体により創設した制度であるため、利用者への影響が生じないよう継続性が求められている。また、国においては全国的に障害者の重度化・高齢化が進む中、平成24年の制度改正以降も通所サービス（生活介護）に係る報酬算定において、看護師の配置加算の拡充を段階的に行うなど、重症心身障害者の日中活動の場の確保に取り組んでいるところである。このような動きもある中、直ちに現在の補助対象事業者に対して補助を見直す（廃止）ことは現実的ではないため、市内（本市の利用者が通所可能な隣接市を含む。）の生活介護事業所における看護師の配置（加算の取得）状況等も勘案しながら、引き続き、当該補助制度の見直しについて慎重に検討を進めていく。</p>	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度> 監査テーマ: 補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組 (所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
福祉局	障害福祉課	111	意見	55	<p>障害者小規模作業所運営費等補助金 【意見55】補助金の必要性のチェック</p> <p>尼崎市は、地域活動支援センター事業補助金と目的が重複しているため、補助継続の必要性について検討されたい。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（いわゆる、障害者総合支援法）第5条第27項に規定される地域活動支援センターに対しても、「尼崎市地域活動支援センター事業補助要綱」に基づき補助金の交付がなされており、尼崎市地域活動支援センター事業補助と本補助金により補助される作業所の設置目的は、近似するものといえる。</p> <p>ところで、地域活動支援センターとして補助を受けるためには、法人格を有する必要があるし、利用人員についても形態に応じて10名以上ないしは20名以上である必要がある。また、地域活動支援センターでは、指導員の数や指導員のうち、固定数を常勤とすることを要件とされている等、本補助金の対象となる作業所の設置よりも、より安定的なサービスを提供しやすいといえ、利用者である障害者の利便により資するものと推測されるし、補助金における効率はより高いものと考えられる。</p> <p>一方で、本補助金の交付を受けている5施設のうち、4施設は、補助金交付基準の最低限度である利用人員5名であることに鑑みると、本補助金の存在が、本市にとってもより効率が高い地域活動支援センターへの移行を妨げているのではないかと考えるところである。</p> <p>そこで、支出する補助金のうち、特に本市独自の補助を継続するかについて、改めて検討するとともに、仮に、小規模作業所に、地域活動支援センターとは異なる存在目的を見いだすとしても、交付要件については、より厳格なものとすることを検討すべきではないかと考えるものである。</p>	<p>兵庫県の県政改革方針令和4年度実施計画において、令和4年度から3年間の経過措置期間（段階的に県補助額を1/4ずつ減額）を経て、令和7年度に小規模作業所への補助金が廃止されることとなった。</p> <p>本市においても県の見直しにあわせ、令和7年度に補助金を廃止することとするが、経過措置期間中は段階的に減額される県補助負担分を市が補填する支援策を行うことで、法内施設への円滑な移行等を促進していく。</p>	<p>兵庫県の県政改革方針令和4年度実施計画において、令和4年度から3年間の経過措置期間（段階的に県補助額を1/4ずつ減額）を経て、令和7年度に小規模作業所への補助金が廃止されることとなった。</p> <p>本市においても県の見直しにあわせ、令和7年度に補助金を廃止することとするが、経過措置期間中は段階的に減額される県補助負担分を市が補填する支援策を行うことで、法内施設への円滑な移行等を促進していく。</p>	<p>令和4年2月24日</p>	
保健局	保健企画課	113	意見	56	<p>尼崎口腔衛生センター事業補助金 【意見56】補助金交付の対象となる費用等の明確化</p> <p>尼崎市は、減価償却費の内容や支出運用について、明確にすべきである。</p>	<p>要綱によると、補助金交付対象経費として、減価償却費（口腔衛生センター建物）を支払うこととし、当該減価償却費は、令和36年度まで支出されることが規定されている。また、補足説明記載のとおり、尼崎市歯科医師会と前記公益財団法人が組織統合した際に、尼崎市は、尼崎市歯科医師会、前記公益財団法人との間で、「一般社団法人尼崎市歯科医師会と公益財団法人尼崎口腔衛生センターの組織統合に関する確認書」を締結しており、要綱第7条によると、当該減価償却費を、補助金として令和36年度まで支出するとともに、この補助金は、将来、口腔衛生センター建物部分を建て替える際の費用として累積する旨が記載されている。</p> <p>ここでいう「減価償却費」とは、歯科医師会が区分所有する口腔衛生センターの建物に対する賃料、使用料というのではなく、将来、口腔衛生センターを建て替える場合、資金不足となることから、これに備えて将来の建て替え費用を積み立てているものであり、仮に、口腔衛生センターの建て替えが為されなかった場合は、積み立てられた減価償却費は、尼崎市に返却されると説明されている。</p> <p>しかしながら、減価償却とは、一般的には、使用または時間の経過による固定資産の価値の減少を決算期ごとに一定の方法により費用と算出するものであり、何らの説明なく、ここでいう「減価償却費」が、将来、口腔衛生センター建物部分を建て替える際の積立金であるとは読み取れない（前記確認書に、「将来、口腔衛生センター建物部分を建て替える際の費用として累積する」と記載されていることを酌んでも、積立金である趣旨はわかりにくい。）。また、仮に、将来、口腔衛生センター建物部分の建て替えがなされなかった場合、積み立てた補助金が返還されることについても、文面上は明らかでない。</p> <p>以上のことから、要綱において、減価償却費とされる項目の内容や仮に、趣旨どおり、将来口腔衛生センターの建物部分の建て替えがなされなかった場合の取扱いについて、明文化すべきである。</p>	<p>令和5年度補助金交付に向けて、減価償却費の項目にその内容が「建物建設積立金」を対象とすることを明記するとともに、建て替えがなされなかった場合の取扱いについて、執行方法を協議して決定する旨と差額が生じた場合は精算する旨の内容を盛り込む要綱改正を令和5年4月1日に行い、この改正後の要綱の内容に基づき令和5年度補助金を交付した。</p>	<p>改善済</p>	<p>令和5年度分の補助金交付から適用できるよう、減価償却費の項目について、経費内容を補足すると共に、建物が建て替えられなかった場合の積立金の返還について要綱に記載するよう調整中である。</p>	<p>令和4年2月24日</p>

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度> 監査テーマ: 補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組（所管課回答）	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
保健局	保健企画課	114	意見	57	<p>尼崎口腔衛生センター事業補助金 【意見57】 補助金の適正使用（支出根拠資料の確認）</p> <p>尼崎市は、物件費の支出実績の確認方法について、検討すべきである。</p>	<p>現在、本補助金においては、歯科医師会からの補助金交付申請を受けて、補助金交付決定を行い、5月、7月、10月、及び翌年1月の年4回に均等額を分割して交付したのち（要綱第7条）、年度が終了したあと、歯科医師会から提出される実績報告を審査し、交付額と実績額との間で差額があった場合は、差額の返還を求める運用がなされている（要綱第12条）。</p> <p>実績報告の審査方法としては、歯科医師会へ職員が直接赴き、報告書の裏付け資料の提示を受けて、確認されているとのことであるが、資料そのものが提出されているわけではない。</p>	<p>従前から提示されていた精算資料の提出に加え、月別支出明細を求め、物件費の支出実績を確認することし、令和4年度補助金の精算事務からチェック体制を改善した。</p>	改善済	<p>実績報告の際、根拠資料の確認については、提出を求めていることを前提に、根拠資料の調整を口腔衛生センターへ求めている。</p>	令和4年2月24日
子ども青少年局	子ども福祉課	118	意見	59	<p>乳幼児一時預かり事業補助金 【意見59】 補助金額の相当性のチェック</p> <p>尼崎市は、乳幼児一時預かり事業の補助金額の基準である利用児童数について、事業所からの報告だけでなく、その正確性を担保するための手段を検討すべきである。</p>	<p>乳幼児一時預かり事業の利用児童数は専ら事業所からの報告により確認されており、その正確性の担保は必ずしも十分とはいえない。</p> <p>今後は、保護者からの一時預かり申込書や職員の業務日誌など、一時預かりの実態が確認できる資料との照合により、利用児童数を確認することとされているが、確実に同手段を継続していきながら、さらに、利用児童数を偽る等の不正を防止する手段を検討すべきである。</p>	<p>令和5年度は無作為により抽出した交付先施設を対象に市職員が訪問し、一時預かりの実態が確認できる資料を検証することで報告書内容に相違ないことを確認する抜き打ち検査を行った、今後も定期的に検査を実施していく。</p>	改善済	<p>従前から全ての交付先施設に対し、毎月報告書形式で利用者の確認を行っており、保護者作成の一時預かり申込書や職員の業務日誌など、さらに、一時預かりの実態が確認できる資料の提供を求めているところであり、今後精査していく。</p> <p>指摘を踏まえ、今年度は無作為により抽出した交付先施設を対象に市職員が訪問し、一時預かりの実態が確認できる資料を検証することで報告書内容に相違ないことを確認する抜き打ち検査を実施する。</p>	令和4年2月24日
子ども青少年局	保育管理課	128	意見	64	<p>新卒保育士確保事業費 【意見64】 人材確保のための方策の拡充等</p> <p>尼崎市は、新卒1年目のみならず、継続的な処遇改善策を執るとともに、就労後においても、多面的な人材確保策を講じるべきである。</p>	<p>他の自治体では、1年目のみならず、その後も継続的な勤務がなされた場合に、さらに支援を行う場合もあるなど、保育士確保のための処遇改善策は自治体によって様々であり、近隣自治体との保育士の取り合いという状況も事実上見られるところであるので、尼崎市においても、住民の保育環境の確保のため、継続的な保育士の処遇改善策をとることが必要と考えられる。</p> <p>また、保育士不足については、いかに手を増やしたところでは、離職者がそれを上回れば保育士不足という事態の改善には至らず、むしろ悪化することとなるため、潜在保育士ならびに新卒保育士の就職段階のみならず、就労後の離職を防止するという点についても検討が必要と思われる。そのため、いわゆるインセンティブの付与のみならず、離職理由等の分析を進め、多面的な人材確保策を講じる必要があると考える。</p>	<p>令和4年度に、保育士の離職理由などを調査するために、保育士実態調査を実施したところ、当該調査の項目である「職場を選ぶ際に重視したこと」や「離職した理由」において、保育士業務に係る業務量の軽重を重視する回答が多いとの傾向が見られたことから、保育士の負担軽減及び離職防止等につながる事業として、令和5年度から清掃業務や遊具の消毒などを行う「保育支援者」を配置する法人保育施設に対して補助を行う保育体制強化事業を開始した。</p>	改善済	<p>保育士確保事業について、これまで実施してきた補助事業を拡充し、継続するとともに、保育士の離職の要因等を把握するため、保育施設の協力を得ながら、保育現場で働く保育士への実態調査等を実施し、有効な施策を検討する。</p>	令和4年2月24日
子ども青少年局	保育管理課	130	意見	65	<p>尼崎市法人保育園施設整備事業補助金 【意見65】 選考過程の公開</p> <p>尼崎市は、法人保育園施設整備事業選考会議における選考の経過について、支障のない範囲で広く市民に公開することが望ましい。</p>	<p>本補助金は、建物の増改築や大規模改修を伴うものであることから、金額も多額に上るところ、いかなる選考基準で、いかなるプロセスに基づき整備事業が決定されたのかは、納税者である市民に広く公開されるべきである。</p>	<p>令和5年度中の公表に向けて、現在調整を行っているところである。</p>	検討中	<p>本事業の概要、選考の基本となる要件（老朽度や建築年数、定員増数等による優先順位の設定）、事業実績や要綱・要領など、選考や法人運営に当たって支障がない開示が可能な情報について、市ホームページにて令和4年度中に公開する。</p>	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度> 監査テーマ: 補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組 (所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
経済環境局	経済観光振興課	131	意見	66	<p>創業支援 (創業拠点運営支援) 事業補助金 【意見66】 交付申請書の内容審査</p> <p>尼崎市は、本補助金の交付決定にあたり、交付申請書の添付書類 (事業計画書等) について、より充実した内容のものを求めるべきである。</p>	<p>交付申請書に添付された事業計画書の内容が薄い。特に本事業の中核をなすインキュベーションマネージャー業務については、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 (以下「活性化機構」という) から第三者に対して業務委託することが計画されているにもかかわらず、業務委託先の選定理由や業務委託にあつてのインキュベーションマネージャーが行うべき業務の仕様が申請書類上明らかにされおらず、交付決定にあたり、要綱第4条に基づき交付申請書の内容審査が適切に行われたとは認められない。</p> <p>なお、申請内容の詳細な情報を補充する資料等について、尼崎市への直接的な提出はないものの、経済活性化課の職員が活性化機構に出向き、現地で審査しているとのことであるが、現地審査を行った事実及びその審査結果を確認する文書等は作成されておらず、いずれにせよ審査手法として適切とはいえない。</p>	<p>令和4年度より、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 (以下「活性化機構」という。) が実施している業務委託について、事業実施に必要な管理運営体制、インキュベーションマネージャーの職務内容、目標値、事業概要及びスケジュール等の詳細な事業計画を提出させ、その内容を審査したうえで補助金の交付決定を行った。</p> <p>また、補助事業の適正な執行状況の把握のため、活性化機構及びインキュベーションマネージャーとの会議 (毎月開催) 及びインキュベーションマネージャーとの会議 (毎月開催) 『アピーズ』・起業プラザひょうご尼崎利用者状況及び運営状況について、文書に記録し、決裁を経ることとした。</p>	改善済	<p>令和4年度から、新たに全国で創業支援施設の運営実績のあるインキュベーションマネージャーに変更し、「起業プラザひょうご尼崎」及び「創業支援オフィスアピーズ」の運営・管理及び創業者等支援、創業者発掘に関する事業を行っている。事業の実施にあたり、インキュベーションマネージャーから管理運営体制、目標値 (KGI)、事業ごとの概要及びスケジュール等の事業計画書を提出させ、内容が適切に審査を行う。</p>	令和4年2月24日
経済環境局	地域産業課	140	意見	75	<p>(一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所人件費補助金 【意見75】 交付申請書の内容審査</p> <p>尼崎市は、交付決定にあたり、交付申請書の添付書類として対象職員の担当業務や活動実績について記載した書面の提出を求めるべきである。</p>	<p>交付申請書の添付書類として、対象職員の人件費の内容とAMPIの令和2年度の事業計画書及び令和元年度の業務報告・活動報告が提出されているが、対象職員の補助対象期間 (令和2年度) の担当業務や活動実績は不明である。</p> <p>本補助金の効果検証を適切に行うために対象職員の具体的な活動実績の報告を受けるべきである。</p>	<p>令和4年度補助金の交付申請時と実績報告時において、それぞれ本件補助金の交付対象となる職員の具体的な活動計画と活動実績が記載された資料の提出を受けるよう取扱いを改めるとともに、提出を受けた資料を確認した結果、補助金を支出するに相当であると判断することができた。今後についても、同様の確認を継続していくこととした。</p>	改善済	<p>令和4年度の交付申請にあたり、新たに補助対象職員の担当業務を明らかにする資料のほか、活動実績を記載した令和3年度業務報告・活動報告の提出を求める。</p> <p>また、実績報告時には、具体的な活動実績の報告を求めるとしている。</p>	令和4年2月24日
経済環境局	地域産業課	141	意見	76	<p>尼崎地域産業活性化機構補助金 (尼崎地域産業活性化機構人件費補助金・ 商業専門家派遣等事業補助金) 【意見76】 人件費補助の必要性・相当性のチェック</p> <p>ハートブル事業に従事する職員1名 (以下「本件職員」という) に関する人件費補助の必要性及び補助金額の相当性について検討を加え、必要に応じて廃止・削減等の措置を講じるべきである。</p> <p>また、今後も本件職員に関する人件費補助金を継続する場合であっても、各年度の交付決定にあたり、補助金交付申請書及び添付書類について、より充実した内容のものを求め、補助の必要性及び補助金額の相当性を慎重に審査すべきである。</p>	<p>令和2年度の本補助金の決裁文書の記載によると、本件職員の人件費補助は、勤労者福祉協会の解散に伴うアロー職員雇用確保が主たる理由で実施されるようになったと解されるが、法的には尼崎市は本件職員に対して雇用責任を負う立場になく、本件職員の雇用確保は、補助金の必要性を直接に基礎付ける事情とはならない。</p> <p>また、平成21年度決裁文書には、「経済事業及び活性化機構の安定した運営を図るため」と記載されており、ハートブル事業の公益性が考慮されていることがわかる。この点、ハートブル事業の内容からすると一定の公益性を有することが認められるため、活性化機構が同事業を承継した当初は、これを円滑に運営継続するために同事業を担当していたプロパー職員の人件費の補助を行うことについて一定の必要性が認められるとも言える。しかし、ハートブル事業が活性化機構に承継されて10年以上が経過した令和2年度の時点においても、同様の必要性があるかは別問題であり、補助金交付の時点での活性化機構の財務状況、ハートブル事業の収支や運営状況 (会員数及び福利事業や給付事業の件数等)、同事業の業務量を担当する職員の人員体制 (同事業の業務に精通した本件職員以外の職員の有無等) 等を考慮して、毎年度個別に判断されるべきものである。</p> <p>令和2年度の補助金交付申請書及びその添付書類には、ハートブル事業の公益性に着目して同事業への人件費補助の必要性を検討するに当たり考慮すべき、活性化機構の財務状況、同事業の運営状況、業務量と同事業を担当する職員の人員体制に関する事項が記載されておらず、地域産業課が他の方法でこれらの事情を審査した痕跡も見当たらないことから、本件職員の人件費補助の必要性について十分な審査が行われたとは認められない。</p> <p>また、令和3年度の本補助金交付申請書には、同年度の活性化機構の収支予算書が添付されており、ハートブル事業のうち公益目的事業会計に計上されている福利事業については、3,556,000円 (同年度の収支予算書では、2,770,765円) の赤字、収益事業等会計に計上されている給付事業の収支差額は0円とされている。この点について、本件職員に対する人件費補助金を含む尼崎市からの補助金は、福利事業及び給付事業の収益としては計上されていないことからすると、ハートブル事業への事業補助として、本件職員の管理職手当を除く人件費全額 (年間合計7,399,389円) を補助することについて相当性が認められるか疑問がある。</p> <p>なお、そもそも本件職員が令和3年度もハートブル事業の業務に従事していること自体、令和3年度の本補助金の決裁文書によっても確認できないことは上述のとおりであり、補助金額の相当性の審査及び本補助金の効果検証の審査を適切に行うためにも、本件職員の担当業務や活動内容について具体的な説明を求めるべきである。</p>	<p>尼崎地域産業活性化機構から提出された報告書をもとに令和6年度以降は、人件費補助廃止の方向で具体的に検討を進めている。</p>	検討中	<p>人件費補助の対象職員の担当業務や活動内容を把握するため、直ちに報告書の提出を求め、人件費補助の必要性について検討を行う。</p>	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度> 監査テーマ: 補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組 (所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果 報告日
経済環境局	しごと支援課	147	意見	80	<p>シルバー人材センター補助金 (人的支援分) 【意見80】 補助金の必要性のチェック</p> <p>尼崎市は、本補助金を交付する必要性を検証し、必要に応じて見直すべきである。</p>	<p>センターの令和2年度の収支は黒字であることからしても、センターの要請に応じてOB職員を推薦すること自体はともかく、同人の人件費について補助金を交付する必要性が認められるのか疑問がある。</p> <p>なお、資産統括局長及び総務局長が各部局長宛てに令和3年4月1日付けで発出した「外郭団体等への職員派遣及び職員OB斡旋等の考え方について」によると、センターは、分類Ⅱ（尼崎市の一定関与のもと、尼崎市の政策を推進していく団体）に該当するとされ、人件費補助が可能な外郭団体等として位置づけられているが、上記通知も、人件費補助の必要性を個別具体的に検討することなく、補助金の交付を義務付けるものではないと解される。上記通知は、監査対象である令和2年度の補助金に適用されるものではないが、上記通知が発出された令和3年度以降も本補助金を交付する必要性について個別具体的に審査したうえで、交付決定すべきことに変わりはない。</p>	<p>尼崎市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設置された団体であり、少子高齢化が進行している社会において、高齢者の就労促進は、労働生産性の維持及び向上とともに、地域への社会貢献等様々な場面で、極めて重要な役割を果たしているところである。このような役割をセンターが果たすに当たり、市の政策の推進と協調関係を取ることににより、その効果がより発揮されることから市職員OBを派遣しているところである。また、派遣する職員に係る人件費補助の可否については、派遣している職員の担っている業務について、市が実施すべき事業に關係するものであるかどうかの報告を徴した結果、高齢者が専念を保持し、安全・安心に健康で多様な暮らしができるまわりの観点などから市が実施すべき事業に携わることが確認できたため、人件費補助を行うことについても十分に合理性があることが確認できた。今後についても職務内容に見合った職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等について確認を行っていく。</p>	改善済	<p>令和2年度の収支は一見して黒字であるものの、シルバー人材センター本部及び支部建物の修繕費の積み立て不足の課題などを抱えている。</p> <p>また、団体の安定的かつ自立経営の確立に向けての取組を推進しており、職員派遣及び職員OBを斡旋することで今後、取組の更なる推進を図るため、現時点では、引き続き、人件費補助金の必要性があると考えているが、今後、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。</p>	令和4年2月24日
経済環境局	しごと支援課	148	意見	81	<p>シルバー人材センター補助金 (人的支援分) 【意見81】 補助金額の相当性のチェック</p> <p>尼崎市は、補助金額の相当性を検証すべきである。</p>	<p>補助金額の相当性については、当該常務理事の担当業務を踏まえて判断される必要がある。</p> <p>センターでの担当業務に關係なく決定された人件費の全額について補助金を支給することに合理性は認めがたい。</p>	<p>尼崎市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設置された団体であり、本市の高齢者の労働による健康維持や介護予防に効果期待される事業等を実施している。そのような事業を実施するに当たり、市の政策の推進と協調関係を取るためにも市職員OBを派遣しているところである。また、派遣する職員に係る人件費補助の補助率については、派遣している職員の担っている業務について、市が実施すべき事業に關係するものであるかどうかの報告を徴した結果、高齢者が専念を保持し、安全・安心に健康で多様な暮らしができるまわりの観点などから市が実施すべき事業に携わることが確認できたため、人件費補助の上限額を補助金と支出することについても十分に合理性があることが確認できた。今後についても職務内容に見合った職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等について確認を行っていく。</p>	改善済	<p>常務理事の業務としては、シルバー人材センターの中期的な事業活性化計画に基づき、毎年の事業計画を策定し、推進することであり、補助金の交付決定を受けた補助事業については、実績報告書の提出を受け、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合しているかを判断しているが、今後、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。</p>	令和4年2月24日
経済環境局	資源循環課	153	意見	83	<p>尼崎環境財団補助金 【意見83】 OB職員の人件費負担</p> <p>尼崎市は、財団の収支状況及び将来的な環境財団の方向性を踏まえ、補助金の減額・廃止を含めた見直しを検討されたい。</p>	<p>財団の財務諸表によれば、収益が増加傾向にあるというわけではなく、既に一定の経営改善がなされ、経営は安定していると考えられる。</p> <p>市の主張では、環境財団の懸案事項である退職金の積立不足がまだ解消されておらず、盤石な体制とは言えないことであるが、主として中小企業退職金共済制度による積立をする以外に、特段の策を講じていることがかえり、直近の事業報告や事業計画を見ても、経営改善に関する具体的な課題についての言及はなく、人的支援によって解決すべき経営課題が残っているか疑問がある。</p> <p>以上のことから、財団に対して人的支援をする必要性について、財団が安定的に黒字経営となった現在は、平成23年当時とは状況が異なっているといわざるを得ない。</p> <p>また、人件費補助の金額（補助率）につき、令和2年12月8日尼崎市給与課長発給第8080号通知「令和3年度に外郭団体等の役員等に就任する本市の元職員の報酬等に対する補助金等の参考数値の上限額について」において、上限額が定められているところ、本補助金の額は当該通知における上限額で設定されていると思われるが、環境財団の常務理事の職務内容や、環境財団の財務状況を踏まえたときに、上限額での補助が必要であるという十分な根拠があるか不明である。</p> <p>将来的には財団を解散させる方向性であることも踏まえ、これを機に補助金の減額・廃止を含めた見直しを検討されたい。</p>	<p>財団の長期的な方向性として、将来的には解散を視野に入れた方向性を示しているものの、当面は市と一体的に政策を推進する役割を担いつつ、民間事業者へ段階的に事業を移行しながら経営していく必要がある。</p> <p>また、派遣職員の活動実績として、直近では畜場・墓園管理運営事業における指定管理者の公募選定や新たな経営計画の策定・履行に向けた取組を行っていることから、人件費補助の上限額を補助金と支出することについても合理的関連性があることが確認できた。今後についても、引き続き、財団の経営状況や市民サービスへの影響等を勘案しながら市と協議していく必要もあることから、廃棄物行政等の分野について知識経験等を有し、総合的に業務執行が可能な人材の人的支援については今後も必要な状況にあるため、現時点では、引き続き経営支援を行っていくために現行の補助金は必要であると認識しているものの、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。</p>	見解の相違	<p>財団の長期的な方向性として、将来的には解散を視野に入れた方向性を示しているものの、当面は市と一体的に政策を推進する役割を担いつつ、民間事業者へ段階的に事業を移行しながら経営していく必要がある。</p> <p>畜場・墓園管理運営事業における指定管理者の公募選定に向けた検討やDBO方式による新ごみ処理施設の整備検討を踏まえつつ、新たな経営計画の策定に取り組むとともに、財団の経営状況や市民サービスへの影響等を勘案しながら市と協議していく必要もあることから、廃棄物行政等の分野について知識経験等を有し、総合的に業務執行が可能な人材の人的支援については今後も必要な状況にあるため、現時点では、引き続き経営支援を行っていくために現行の補助金は必要であると認識しているものの、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。</p>	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度> 監査テーマ: 補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	158	意見	86	<p>尼崎緑化公園協会補助金(団体職員人件費補助金) 【意見86】OB職員の人件費負担(補助金額等の見直し)</p> <p>尼崎市は、補助金交付の金額等の見直しを検討すべきである。</p>	<p>令和3年4月1日付け「外郭団体等への職員派遣及び職員OB総務等の考え方について」によると、尼崎市緑化公園協会(以下、「協会」という。)は、分類Ⅰ(市と一体的あるいは市に代わって市の政策を推進していく団体)に該当するとされ、人件費補助が可能な外郭団体等として位置づけられており、令和2年12月8日尼崎市給与課発給第8080号通知「令和3年度に外郭団体等の役員等に就任する本市の元職員の報酬等に対する補助金等の参考数値の上限額について」にしたがい、当該OB職員の元役職に応じた上限額が交付されている。</p> <p>補助の可否及びその金額の決定にあたっては、当該OB職員が団体で行う具体的な職務内容等に十分に調査したうえで、補助金額が公益目的を達成するために必要かつ最小限度と評価されるかについて、交付申請、実績報告の両局面で常に検証しなければならない。</p> <p>しかしながら、上記の検証が行われないまま前記「OB職員報酬通知」の上限金額が交付されているところであり、当該OB職員を勤務させることの具体的な必要性や補助する人件費の額の合理性を十分に踏まえた上で、補助金交付の金額等の見直しを検討すべきである。</p>	<p>派遣する職員の選定及び補助率については、派遣している職員の担っている業務について、市が実施すべき事業に係るものであるかどうかの報告を徴した結果、市の緑化普及政策の方向性を踏まえ、緑の保全及び緑化普及啓発等の緑化事業の展開につながるよう、指揮監督を行っていることが確認できた。これらは、市が本来的に実施すべき事業であり、人件費補助の上限額を補助金と支出することについても十分に階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等について確認を行っていく。</p>	改善済	<p>当該常務理事の業務としては、業務執行方針及び実施計画を立案し、理事会に対しその執行状況の報告等を行っており、「外郭団体等に対する派遣・職員OB総務要請書」に基づき派遣をしていたが、今後、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。</p>	令和4年2月24日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	167	意見	90	<p>学校プール開放支援事業補助金 【意見90】プール貸し出し後の現状復旧の確認の徹底</p> <p>尼崎市は、プール開放終了後の現状復旧の確認を適切に実施し、利用後のプールの状態に問題がなかった旨の記録を文書で残すべきである。</p>	<p>要綱第3条第3項においては、「利用後の現状復旧については、責任を持って行う」と記載されているが、現在の運用では特に現状復旧の確認の記録を残していないとのことである。しかしながら、本事業は、夏休み中に、市の教育施設を外部の者に貸し出すものである以上、現状復旧の確認を適切に実施し、次回以降の開放開始時のプールの客観的状況を明らかにしておくためにも、問題がなかった旨の記録を文書で残すことが望ましい。</p>	<p>包括外部監査人の指摘を受け、学校施設の貸出しを受けた者から報告書を提出させるよう取扱いを改めたが、令和2年度から令和4年度までは、COVID-19の影響等により事業を中止し、貸出しを行わなかったため、実際に報告書の提出を受けないまま、令和5年度からは、事業を実施する担い手不足や安全上の問題など総合的な判断により、学校プール開放事業は廃止することとなった。</p>	改善不可能	<p>令和4年度以降の学校プール開放実施時から、確認書等の文書を提出させることとするよう検討している。(令和2年度から4年度はCOVID-19の影響等により事業中止)</p> <p>なお、今後の事業実施については現在の実施内容等の検討を進めている。</p>	令和4年2月24日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	168	意見	91	<p>尼崎市体育協会補助金 【意見91】利益相反のおそれ(事務局体制)</p> <p>尼崎市は、補助金交付申請を行う体育協会の事務局職員と、実質的な補助金交付決定者が同一人となっていることで、本補助金について実質的に審査機能が働かない状況が生じているため、ほぼ市のスポーツ推進課職員のみで構成されている体育協会の事務局体制を市の外部者に変更すべきである。</p>	<p>本補助金の交付手続の窓口は市のスポーツ推進課が担当しており、体育協会の事務局5名の事務局のうち、4名を市の職員が担い、そのうち3名がスポーツ推進課の所属、もう1名が管轄部の部長という状況にある。</p> <p>このような状況では、補助金交付申請手続を実際に行う事務局職員と市の補助金交付決定者が実質的には同一人となっているといわざるを得ず、本補助金について実質的に審査機能が働かない、いわゆる「お手盛り」の防止が困難な状況となっている。</p> <p>よって、体育協会の事務局体制を市の外部者に変更し、補助金の交付手続において適正なチェック機能を働かせる必要がある。</p> <p>なお、体育協会の事務局は、地方公務員の職務ではないため、市の職員が体育協会の業務を行う場合は職務免除の手続を行う必要があると考えられるが、職務免除の手続はとられていないとのことである。</p> <p>さらに、体育協会の事務局設置場所は、教育委員会事務局内にあるが、目的外使用許可申請は行っていないとのことであるので、使用実態を再度検証したうえで、目的外使用許可の申請について検討する必要がある。</p>	<p>本市のスポーツ振興は、尼崎市体育協会と市が協働して事業を実施するなど、連携して取り組んでいる。</p> <p>そのため、当該団体の事務局業務は公共性・公益性が高く、また、団体の業務と市の業務との区別を明確にすることは困難であることから、パートナーシップに基づく役割分担として本市が事務局業務を担っている。</p> <p>しかしながら、現在の事務のあり方に係る検証の必要性は認識しており、今後も引き続き、関係各所とも協議しながら対応について検討を進めていく。</p>	検討中	<p>本市のスポーツ振興は、尼崎市体育協会と市が協働して事業を実施するなど、連携して取り組んでいる。</p> <p>そのため、当該団体の事務局業務は公共性・公益性が高く、また、団体の業務と市の業務との区別を明確にすることは困難であることから、パートナーシップに基づく役割分担として本市が事務局業務を担っている。</p> <p>しかしながら、現在の事務のあり方に係る検証の必要性は認識しており、今後、関係各所とも協議しながら対応について検討を進めていく。</p>	令和4年2月24日

令和3年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和3年度> 監査テーマ: 補助金等に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	169	意見	92	<p>公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団補助金 【意見92】OB職員の人件費負担</p> <p>本補助金において、令和2年12月8日尼崎市給与課長発給第8080号通知「令和3年度に外郭団体等の役員等に就任する本市の元職員の報酬等に対する補助金等の参考数値の上限額について」にしたがって、上限額100%が交付されている現状については、①公益目的に照らし、当該元役職のOBが勤務する必要性が真に認められるか、②仮に必要性が認められるとして、事業団における具体的な業務内容に応じて、上限額の100%を補助金として交付することが妥当であるかを十分に検証したうえで、見直しを検討すべきである。</p>		派遣する職員を選定については、本件団体と市が一体となってスポーツ施策を推進する上で、市の施策や行政運営等に精通するとともに、高い政策形成能力を要することから、元局長級の職員がふさわしいものと考えている。また、派遣する職員に係る人件費補助の補助率については、派遣している職員が担っている業務について、市が実施すべき事業に係るものであるかどうかの報告を徴した結果、令和4年度においては、市とのパートナーシップ構築はもろろん、スポーツクラブWOODYの廃止に当たって本市関係部局との調整を効果的に行うなど市が実施すべき事業に携わっていることが確認できたことから、人件費補助の上限額を補助金と支出することについても十分に合理性があることが確認できた。今後についても職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等について確認を行っている。	改善済	当該団体と市が一体となってスポーツ施策を推進する上で、市の施策や行政運営等に精通するとともに、高い政策形成能力を要することから、元局長級が勤務しており、平時から市との円滑な連携が確保されていることに加え、令和3年度においては、COVID-19により多大な影響を受けながらもフレイル予防等の新たな取組を行っていることや、施策評価へも参画するなど、市とのパートナーシップ構築にも寄与していることから、上限額に見合うだけの業務を遂行しているものと考えているが、今後、職務内容に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。	令和4年2月24日
教育委員会事務局	学校教育課	170	意見	93	<p>英語検定料補助金 【意見93】補助金の効果測定</p> <p>尼崎市は、本補助金の効果を適切に評価できる指標を設定し、定期的にその効果を検証したうえで、当該補助金に係る事業を継続する必要性及び補助金額の相当性について検討されたい。</p>	<p>補助金の評価指標は、受験者数によっているところ、英検受験者数は令和2年度のCOVID-19の影響を除けば、年々増加傾向にあるものの、「英語力の向上心を高め、自ら学習する意欲を高める」あるいは「英語を使ったコミュニケーションの充実を図り、尼崎市の生徒の英語力の向上を推進する」ことを目的とする本補助金の評価指標として、受験者数の増減のみでは必ずしも十分でない。</p> <p>例えば、補助対象となった生徒の合格率を加味するなど、目的に応じた指標の再設定が必要であると考え。</p>	<p>英語検定は年間3回実施されているが、本事業では10月実施の第2回のみ補助を実施している。そのため毎年全検定級において受験する生徒や人数などの母数が変動することから、合格率を加味することは困難である。</p> <p>一方、受験者数はコロナ禍の影響のあった令和2年度を除いて増加傾向にある。英検取得者は高校入試で優遇されることもあり、受験者数の増加は生徒の英語への意欲・関心が高まったこととの関連性が高いと考えられる。</p> <p>また、文部科学省は中学校卒業段階において、英検3級相当以上の英語力を目標としていることから、教員にとっても生徒の英語力の状況を把握し、指導に活かすことができるため有効であると考えている。</p> <p>上記の理由から、本事業は、教育振興基金の活用として相応しい事業であり、合格率を加味できない以上、引き続き受験者数を指標としていくこととするが、他により適切な指標が設定できないか、検討を重ねていく。</p>	検討中	英語検定は年間3回実施されているが、本事業では10月実施の第2回のみ補助を実施している。そのため毎年全検定級において受験する生徒や人数などの母数が変動し、補助対象となった同一生徒を追うことが出来ない。本事業は生徒が進んで受験し、自らの英語力を確認するための補助であると考えており、現行の指標としては受験者数を設定しているところであるが、今後は合格率を含めた指標についても検討していく。	令和4年2月24日
子ども青少年局	保育管理課	175	意見	95	<p>幼稚園型一時預かり事業補助金 【意見95】補助金の適正使用(実地調査の検討)</p> <p>尼崎市は、幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対して、実績報告書の信憑性を確保するとともに、不正受給に対する抑止力を高める観点から、実地調査を実施することが望ましい。</p>	<p>現状において、実績報告時に提出を求めている、「一時預かり実施状況報告書」等の書類は、事実上は幼稚園等の自己申告であり、その信憑性が十分担保されているとは認められないことから、不正受給に対する抑止力を高めるという観点からも、実地調査を実施することが望ましい。</p>	<p>確認監査の実施に向け、対応を協議しているところであるため、幼稚園型一時預かり事業についても併せて対応を検討している。</p>	検討中	執行体制の課題などにより、現時点においては実施できていない状況であるが、今後、保育児童部や他の関連部署と連携しながら実施に向けて事務を進めていく。	令和4年2月24日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度> 監査テーマ: 財産管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
危機管理安全局 総務局	危機管理安全局 企画管理課 行政管理課	49	意見	4	B C P (事業継続プラン) の制定が望まれる。	<p>市として B C P (BusinessContinuing Plan) の制定が必要と考えるが、現状、非常時において継続する業務と停止できる業務の整理に止まっており、通常業務をどのように継続するかまでを定めた B C P の策定がされていないことから、災害緊急時に対する備えとして、民間でも利用されている B C P を策定し、必要に応じて改訂し、並行して各職員への B C P の内容の周知を図る必要があると考えるため、B C P の策定(文書化)を図ると共に、職員への必要な教育、連絡を実施することによって情報共有をしっかりと図り、万が一の際に備えることが望ましい。</p> <p>ここでいう B C P は、市庁舎ベースでの基本方針と共に、各所管課ベースで所管ごとの緊急時対応計画の策定を指しており、特に後者については、各所管課の各事務のうち、緊急時に継続しなければならない業務や停止することが出来る業務を整理の上で、継続しなければならない業務について、どのように通常業務の継続を図るのかを示す必要がある。</p>	<p>本市においては、災害時における通常業務の継続について、B</p>	見解の相違	<p>本市においては、B C P に記載することとされている6要素や平常業務の縮小及び停止について、「尾崎市地域防災計画」に方針を記載しており、それに基づき、各部のマニュアルや平常業務の整理を行っているところである。</p> <p>しかしながら、平常業務については、業務整理を行う上での明確な基準はないことから、どの業務をいつまで停止するのかなど、継続・停止する業務の基準を明確に文書化するとともに、各課においても毎年度その基準に則した業務の整理を行うことで、意識の共有を図っていく。</p>	令和3年2月22日
総合政策局	小田地域課	85	意見	12	<p>【小田南生涯学習プラザ】</p> <p>広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。</p>	<p>指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。</p> <p>広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。</p>	<p>令和6年度から5年間を指定期間とする指定管理者の募集に当たっては、令和元年度からの指定期間の業務状況の振り返りを踏まえ、事業者がより工夫した提案ができるよう仕様を見直した。具体的には、施設のぎわいづくりや利用団体との関係づくりなどを充実させるための管理料を上乗せした。結果として応募者数は増加しなかったが、今後においても、上記見直しの政策効果の振り返りや、今回応募しなかった事業者への聞き取りなどを踏まえ、指定期間ごとに適宜仕様の見直しなどを行っていくこととする。</p>	改善済	<p>現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。</p>	令和3年2月22日
総合政策局	立花地域課	89	意見	13	<p>【立花南生涯学習プラザ】</p> <p>広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。</p>	<p>指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。</p> <p>広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。</p>	<p>令和6年度から5年間を指定期間とする指定管理者の募集に当たっては、令和元年度からの指定期間の業務状況の振り返りを踏まえ、事業者がより工夫した提案ができるよう仕様を見直した。具体的には、施設のぎわいづくりや利用団体との関係づくりなどを充実させるための管理料を上乗せした。結果として応募者数は増加しなかったが、今後においても、上記見直しの政策効果の振り返りや、今回応募しなかった事業者への聞き取りなどを踏まえ、指定期間ごとに適宜仕様の見直しなどを行っていくこととする。</p>	改善済	<p>現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。</p>	令和3年2月22日
総合政策局	大庄地域課	100	意見	16	<p>【大庄南生涯学習プラザ】</p> <p>広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。</p>	<p>指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。</p> <p>広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。</p>	<p>令和6年度から5年間を指定期間とする指定管理者の募集に当たっては、令和元年度からの指定期間の業務状況の振り返りを踏まえ、事業者がより工夫した提案ができるよう仕様を見直した。具体的には、施設のぎわいづくりや利用団体との関係づくりなどを充実させるための管理料を上乗せした。結果として応募者数は増加しなかったが、今後においても、上記見直しの政策効果の振り返りや、今回応募しなかった事業者への聞き取りなどを踏まえ、指定期間ごとに適宜仕様の見直しなどを行っていくこととする。</p>	改善済	<p>現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。</p>	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度> 監査テーマ: 財産管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組 (所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
都市整備局	道路整備担当	107	意見	17	【道路事業先行取得地】 長期にわたり供用されていない先行取得用地の状況について、市民に説明することが望ましい。また、都市計画道路の見直しについては、これまでの進捗等も考慮し、実現可能性の観点からも判断する必要がある。	道路用地として取得された土地(先行取得用地)が、長期にわたり供用されておらず、時価が下落しているものもある。 市民に説明責任を果たすため、長期にわたり供用されていない先行取得用地を保有しており、活用されていない財産を保有していること、また、その時価が下落していることを明らかにすることが望ましい。 また、都市計画道路については、必要性の観点のみならず、これまでの都市計画道路の整備に要した期間、進捗率、支障物件及び今後の投資額等を勘案した道路事業の実現可能性の観点からも、見直しすることを検討されたい。	先行取得用地については、かなり古い時期に取得したこともあり、その当時の取得価額を公表したとしても、その時点と現時点での物価指数の違いなどの影響により、必ずしも下落の状況を適切に説明できるものではないことから、包括外部監査人の指摘するような時価の下落を明らかにする意義に乏しいものと考えている。 また、都市計画道路の整備については、10年ごとの計画を策定するとともに、5年ごとに策定した計画の見直しを行っているところであり、交通渋滞の緩和や安全・安心な道路空間の確保や、防災機能の向上等を目的としており、平成28年に各路線の必要性や位置付け等を踏まえて、都市計画道路網の見直しを行うとともに、その中で計画幅員の縮小や計画の廃止等が必要であると判断した路線は計画を見直し、存続の必要があると判断した路線について整備を進めている。 なお、整備していく路線については、「尼崎市都市計画道路整備プログラム」の中で、事業中路線、令和10年度までに新たに着手を予定する路線を公表している。	見解の相違	先行取得用地の内、未利用となっている土地の一部において、令和3年5月から公募貸付制度を利用し、1件については、貸付が決まり有効活用を図ることができたが、例えば、土地自体は一定の広さがあるもの全面的道路の幅員が狭く、車が入れないことから、土地の利用が難しい等の理由により、契約に至っていない土地については、今後も継続して公募貸付等による有効活用を図るよう取組みを進めるが、保有している土地及びその価格の下落については、監査報告書に資料を掲載していることや国より公示価格が示されていることから改めて公表する必要は無いと考えている。 また、現在計画が残っている都市計画道路は、交通渋滞の緩和や安全・安心な道路空間の確保、また、防災機能の向上等の理由により整備が必要な路線であることから、計画を継続する必要があるため、見直しは実施しない。	令和3年2月22日
都市整備局	道路整備担当	110	意見	18	【未利用代替地】 長期にわたり供用されていない代替地の状況について、市民に説明することが望ましい。また、厳しい財政状況を踏まえ、早期に活用または売却するべきである。	市民に説明責任を果たすため、長期にわたり利用されておらず、売却等も可能な代替地を保有していること、また、その時価が下落していることを明らかにすることが望ましい。	未利用代替地については、かなり古い時期に取得したこともあり、その当時の取得価額を公表したとしても、その時点と現時点での物価指数の違いなどの影響により、必ずしも下落の状況を適切に説明できるものではないことから、包括外部監査人の指摘するような時価の下落を明らかにする意義に乏しいものと考えている。 なお、未利用代替地において、令和3年5月から公募貸付制度を利用し有効活用を図っているが、契約に至っておらず、引き続き公募貸付等による有効活用を図るよう取組みを進めていきたいと考えている。	見解の相違	未利用代替地において、令和3年5月から公募貸付制度を利用したが、契約には至らなかった。今後も継続して公募貸付等による有効活用を図るよう取組みを進めるが、保有している土地及びその価格の下落については、監査報告書に資料を掲載していることや国より公示価格が示されていることから改めて公表する必要は無いと考えている。	令和3年2月22日
都市整備局	道路維持担当	114	意見	19	【阪神尼崎駅前駐車場】 阪神尼崎駅前駐車場は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	阪神尼崎駅前駐車場は、利用台数は安定している状況であるが、施設の老朽化が進行している状況となっている。 しかしながら、今後の施設のあり方が決定されおらず、施設長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 大規模改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。	令和4年度に行った構造及び設備関係の調査業務より長期修繕計画の策定を行っていたが、構造部において損傷が認められたため、令和6年度において別途構造部の詳細調査を行いその結果を盛り込んだ修繕計画の策定を行う。	検討中	今年度の予算において構造部の簡易な調査並びに補修費用算出を行う。また、修繕履歴等より電気・機械設備における保全資料を取りまとめ計画策定を行っている。	令和3年2月22日
都市整備局	道路課	115	意見	20	【阪神尼崎駅前駐車場】 指定管理施設において、利用料金制の導入を検討すべきである。	指定管理者制度導入施設において、利用料金制を採用すれば、指定管理者に対し魅力的な施設運営のための動機付けとなる。しかしながら、利用料金制を採用することが検討されていない。 広く民間事業者の募集を図り、民間ノウハウを活用することによりさらなる魅力サービスの向上を図るため、また、指定管理者にとっても魅力的な業務となるよう、次回の公募までに委託料金制度と利用料金制のメリット・デメリットを分析した上で、いずれを採用すべきかの検討を行われない。	阪神尼崎駅前駐車場は、施設の老朽化が進行しており、事業者への聞き取り及び他市照会の結果、そのような老朽化の進んだ駐車場の運営において利用料金制を採用した場合、指定管理者の受け手がいない状況であった。そのような状況の中、今期の契約は、基準額を上回った金額に0.5を乗じた金額を成功報酬金として事業者に支払うインセンティブを取り入れた料金収受代行制を導入し、指定管理者の自主的な経営努力を加味できる契約とし民間ノウハウの活用を図ることとしている。	改善済	現在、当該施設ではインセンティブを取り入れた料金収受代行制を導入している。今期は、基準額を上回った金額の2分の1を成功報酬金として事業者へ支払い、下回った場合は不足額を事業者が市へ負担するものになっており、これは事業者の営業努力を促すものとなっていることから、利用料金制のメリットも取り入れている。更に、収受代行制は事業者の経営破綻のリスクを回避することで、市の財政収入の安定化を図るなどのメリットもある。 また、他都市にも調査を行い、現在の新型コロナウイルス感染症による不安定な情勢においては、現状のリスクを抑えるために利用料金制から収受代行制へ移行する動きがみられることも確認している。 なお、次期指定管理期間(令和5年度～9年度)においては、利用料金制の導入について、市にとってどちらが有益であるか引き続き検討する。	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度> 監査テーマ: 財産管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
都市整備局	放置自転車対策担当	121	意見	21	<p>【駅前駐輪場】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。</p>	<p>指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを検討する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。</p>	<p>駅前駐輪場の管理の在り方については、指定管理者による施設管理と放置自転車等対策業務の一体的委託を継続することが有効と考えているが、他方で、包括外部監査人の指摘する事業の魅力を高めることも必要であることも否定できないため、事業者にとって魅力的な事業とするべく、令和5年度に現指定管理者や現指定管理者選定前の説明会に参加した団体に意見を聴取した結果、一定の意見が得られたため、この意見を踏まえて次回の指定管理者選定を行うとともに、引き続き定期的に関係事業者の意見聴取をする場を設けて事業者にとって魅力的な事業となるように取り組むこととする。</p>	改善済	<p>指定管理者制度の公募において、民間事業者にとって魅力的になるような仕組みを検討するが、当該自転車駐輪場については、老朽化した施設の建替えなどの問題があり、指定管理者制度の継続や民間事業者への移譲を含めた施設管理の在り方について十分な検討を実施する必要がある。 現行指定管理期間が令和6年度末までとなっており、令和6年度に次期指定管理者の選定を行うため、それまでに、業務や制度の見直しを検討する。また、現行指定管理者選定前の説明会に参加した団体にに対し、令和4年度中にアンケート調査を実施し、指定管理制度の方法等を検討する。</p>	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対策担当	123	意見	22	<p>【駅前駐輪場】 指定管理者の適切な施設運営の動機付けのため、利用料金制を採用することを検討することが望ましい。</p>	<p>指定管理者制度導入施設において、利用料金制を採用すれば、指定管理者に対し魅力的な施設運営のための動機付けとなる。しかしながら、利用料金制を採用することが検討されていない。 他都市においては、駐輪場を利用料金制度によって運営している事例などもあり、適切な財産管理コストでの運用を図るため、また、指定管理者の動機付けのため、利用料金制度を採用することを検討された。</p>	<p>令和5年度に現指定管理者や現指定管理者選定前の説明会に参加した団体、近隣他都市の現行指定管理者に意見を聴取した結果、一定の意見が得られたため、この意見を踏まえて次回指定管理制度における利用料金制採用の可否など管理運営方法を検討していくこととする。</p>	改善済	<p>阪神尼崎駅西及び北自転車駐輪場を指定管理施設として利用料金制を採用する。その他現行で指定管理を行っている施設については、指定管理者選定前の説明会に参加した団体にアンケートを実施し、次期指定管理者の選定時には、アンケート結果を基に利用料金制の導入について検討する。</p>	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対策担当	123	意見	23	<p>【駅前駐輪場】 自転車等駐輪場は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。</p>	<p>自転車等駐輪場（一部）は、利用台数が低迷している状況にあり、また施設の老朽化が進行している状況となっている。 しかしながら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 大規模改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。</p>	<p>監査の対象となったJR立花駅自転車駐輪場及び武庫之荘駅第1自転車駐輪場については、建替え等が必要になってくるが、代替地の確保や武庫川新駅設置に伴う施設利用者の動向の変化を勘案し施設のあり方を検討する必要がある。併せて大規模改修等の計画策定についても検討する。</p>	検討中	<p>阪急塚口駅南自転車駐輪場については、新さんさんタウン3番館内に新設する駐輪場など、周辺民間駐輪場等を活用し現行指定管理期間満了後の令和7年度から建替え等に取組めるよう検討する。建替え等については、民間活力を活用するなど管理運営方法についても併せて検討する。まずは阪急塚口駅自転車駐輪場の建替え等に取組み、武庫之荘駅第1自転車駐輪場についても検討する。</p>	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対策担当	124	意見	24	<p>【駅前駐輪場】 施設の有効活用のため、自動販売機等を設置することを検討された。</p>	<p>市有財産の有効活用を図るため、稼働率が恒常的に低く、自動販売機等を設置したとしても、駐輪状況に支障をきたさないと考えられる駐輪場については、公募等により、自動販売機等の設置事業者の募集を検討することが望ましい。</p>	<p>監査の対象となったJR立花駅自転車駐輪場と武庫之荘駅第1自転車駐輪場については、稼働率も恒常的に高く、また、一部、道路上に駐輪場を設けていることから、駐輪状況に支障をきたさずに自動販売機等を設置することは難しい状況にある。他方で、監査の対象となった駐輪場以外で、例えば、利用率の低い出屋敷駅北自転車駐輪場では、設置スペースの確保が可能と考えられるため、一括公募での自動販売機設置に向けて取り組むこととする。</p>	改善済	<p>指定管理者の企画提案による災害時自動販売機については、令和4年8月29日設置及び稼働開始している。各自転車駐輪場については、設置可能なスペースを指定管理者と調整し、自動販売機設置の一括公募について検討する。</p>	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度> 監査テーマ: 財産管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
都市整備局	河港課	127	意見	25	【水路】 市内水路は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	市内指定水路は、施設の老朽化が進行している状況となっている。現状の改善や水路の可否を検討するために調査を、現在すすめているところであり、長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 指定水路の改修等は一時に多額の資金支出となる可能性があることから、財政状況に与える影響は多大なものとなる。指定水路の調査結果を見極め、費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。	関連部署の意見をとりまとめて各水路の存廃を含む方針について議論する庁内会議を令和3年度に設置した。 市域をエリア①(南西部)、エリア②(南東部)、エリア③(北東部)、エリア④(北西部)の4つのエリアに分割し、令和4年度までにエリア①②はほぼ方針が確定した。 引き続き、残りのエリアについても議論を進めていき、残存する水路については、計画的な改修・更新を行っていくための更新計画を含めて水路網再編計画を策定する予定としている。	検討中	水路については関連部署の意見をとりまとめて各水路の存廃を含む方針について議論する庁内調整会議を令和3年度に設置した。 今後は、各水路毎のカルテを作成し、存廃を含む方針を定め、残存する水路については、計画的な改修・更新を行っていくための更新計画を含めて水路網再編計画を策定する予定としている。	令和3年2月22日
都市整備局	河港課	128	意見	26	【水路】 不法占拠の解消を推進されたい。	不法占拠への対応として、占拠物件の老朽化による建替え時に対応するような消極的な対応しかできない状況となっている。 他の市民との公平を図るとともに適切な財産管理を図るため、不法占拠の解消を推進する必要があると考える。不法占拠の解消を進めるために、継続的な不法占拠解消に向けた取組みとともに、今後の不法占拠の増加防止に向けた取組みを続けられたい。	大庄北2丁目一部の地権者と、令和5年1月30日に境界を遵守することを協議した。引き続き、地権者と協議し、是正できるよう取組む。	検討中	地権者との協議については、令和3年度に2回電話連絡をし、接触を試みるが、現在まで協議の場をもつことができていない。引き続き、土地水面使用料の徴収等について鋭意協議を進める。	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	134	意見	27	【フィールド公園等】 自動販売機の設置に関し、公有財産の有効活用・自主財源の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	フィールド公園では、公園条例によって設置単価の上限が決まっていることなどから、公募したとしても使用料は同額となるので、自動販売機の設置について、公募を行うことなく、特定の者に対して行政財産の目的外使用許可を行っており、公募により自動販売機を設置した他の事例と比較してみると、使用料は明らかに低い金額となっている。 市の厳しい財政状況を鑑み、財産の有効活用の観点及び自主財源の確保の観点から、本施設における自動販売機の設置については、条例改正も含めて検討し、条例の改正が可能であるならば、公募により自動販売機設置事業者を選定することが望ましい。	公募で実施することで、これまで現地で行っていた利用者対応や維持管理の水準が確保できなくなること、収益を市が回収することで、市民の緑化意識の高揚を図るための普及啓発事業に活用できなくなってしまうことから、所管課としてはデメリットが多く、公募を実施することは望ましくないと考えている。	見解の相違	都市公園の性質上、営利目的で設置される施設をある程度抑制すべきことと、現地で利用者対応や自動販売機設置業者に対して指導等ができる者が必要であると考えている。 一方で、市の厳しい財政状況を鑑み、財産の有効活用の観点及び自主財源の確保の観点から、条例改正を行い、市が自動販売機の設置事業者を公募により選定することについては、これまで現地で行っていた利用者対応や維持管理の水準を確保できるか等を含めた検討を行う必要がある。	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	135	意見	28	【フィールド公園等】 施設運営者の選定には、広く民間ノウハウの活用をし、施設の維持管理コストの低減を図るため、公募により運営事業者を選定することが望ましい。	公園運営のノウハウを持つ事業者は他にも存在すると考えられ、特定の者に随意契約により公園運営を委託することに合理性はないことから、公募により公園運営事業者を選定することが望ましいが、現在は非公募による随意契約での締結となっている。 民間ノウハウを活用し、利用者の満足を図ること・管理コストの削減を図るため、施設運営については、公募による指定管理者制度の導入もしくはプロポーザルにより運営事業者を選定することが望ましい。	フィールド公園等に係る施設運営者の選定については、業務の使用の範囲や内容の検証を行ったものの、現在の運営者である公益財団法人尼崎緑化公園協会との関係性もあることから、いまだ改善には至っていない、同協会との関係性も含め、あるべき姿を検討しているところである。	検討中	公益財団法人尼崎緑化公園協会は、令和3年度より尼崎中高年事業株式会社の緑化部門を引き受けており、これに伴い当該業務の使用の範囲や内容について検証を行っている。 発注方法については、令和2年度より土木部で公園や道路も含めた包括委託や指定管理者制度の導入などを引き続き検討している。	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度> 監査テーマ: 財産管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
都市整備局	公園維持課	143	意見	30	【記念公園】 記念公園の指定管理者の選定には、広く民間ノウハウを活用し、施設の維持管理コストの低減を図るため、公募により運営事業者を選定することが望ましい。	体育館施設等運営のノウハウを持つ事業者は他にも存在する と考えられ、特定の者に随意契約により公園運営を委託することに合理性はないことから、公募により記念公園の指定管理者を選定すべきところが、非公募により選定されている。 民間ノウハウを活用し、利用者の満足を図ること・財産管理コストの削減を図るため、施設運営については、公募による指定管理者制度の導入もしくはプロポーザルによる運営委託方式により運営事業者を選定することが望ましい。	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度運用ガイドライン」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また、市が策定した「外郭団体等への派遣・斡旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体(分類Ⅰ)」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても引き続き検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度について(指針)」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。 また市が策定した「外郭団体等への派遣・斡旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体(分類Ⅰ)」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。 なお、施策評価において分類Ⅰに該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても引き続き検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	144	意見	31	【記念公園、有料公園、魚釣り施設】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組み(利用料金制)を採用する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	記念公園については、本市外郭団体との関係性の見直しと合わせて指定管理業務の範囲の見直しを行うこととしており、現時点においては、当面、現指定管理者である尼崎市スポーツ振興事業団と本市との関係性の検討が先決となっている。 また、有料公園については、小田南公園を除き、当面の間、再整備の予定がないことから、指定管理業務の範囲に変更がないため、指定管理者にとって魅力的な制度とする素材に乏しい状況にある。 なお、魚釣り施設については、平成22年度から既に利用料金制を導入し、安定した運営がなされている。	検討中	有料公園においては、指定管理者の募集にあたっては、市と指定管理者の費用負担が不明瞭であった修繕費の取扱いを明確化する仕様の見直しを行った。また、指定管理料についても、委託料がより適正な価格となるよう積算方法を見直した。その結果、2団体からの応募があり、適切に公園の管理ができる団体を指定した。 記念公園においては、現在、本市において、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準の見直し等を検討中であり、その検討と合わせて今後、業務や制度の見直しを図っていく。 魚釣り施設においては、既に利用料金制を導入しており、安定した運営が継続されている。	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	146	意見	33	【記念公園、有料公園、魚釣施設】 自動販売機の設置に関し、公有財産の有効活用・自主財源の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	記念公園等では、公園条例によって設置単価の上限が決まっていることなどから、公募したとしても使用料は同額となることや、指定管理者からの提案に基づき公募を行うことなく、自動販売機を設置している経緯があり、指定管理者の自主事業実施のために使用許可を行っている。 市の厳しい財政状況を鑑み、財産の有効活用の観点及び自主財源の確保の観点から、今回の指定管理者選定までに、本施設における自動販売機の設置については、条例改正も含めて検討し、条例の改正が可能であるならば、公募により自動販売機設置事業者を選定することが望ましい。	自動販売機の設置については、指定管理者による自主事業として行っているが、市が自動販売機の設置事業者を公募により選定することになると、これまで現地で行っていた利用者対応、故障時や自販機が壊された場合における即時対応などの維持管理の水準を確保できない。また、指定管理者の工夫や努力による収入源を奪うことになるため、指定管理者の業務遂行上のモチベーション等にも悪影響を及ぼすおそれがある。こうしたことを勘案すると、所管課としては得策ではないと考える。	見解の相違	自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施するための財源とする目的で自主事業として実施しており、現時点では公募を実施していないが、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めている。	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	148	意見	34	【武庫川河川敷、稲川河川敷、瀬川河川敷、芦原公園、稲川公園、上食満公園、北灘波公園、千歳公園】 不法占拠の解消を推進された。	不法占拠への対応として、撤去指導という消極的な対応しかできない状況となっている。 他の市民との公平を図るとともに適切な財産管理を図るため、不法占拠の解消を推進する必要があると考える。不法占拠の解消を進めるために、継続的な不法占拠解消に向けた取組みとともに、今後の不法占拠の増加防止に向けた取組みを続けられたい。	監査結果報告書の対象となっている不法占拠物件のうち芦原公園、上食満公園及び千歳公園については、令和5年度までの間で不法占拠の状態を解消することができた。これら以外の猪名川・瀬川河川敷、武庫川河川敷、稲川公園及び北灘波公園については、対象者に指導を行い、不法占拠の解消に向けて取組を進めているところである。	検討中	条例等の規定に基づく監督処分として強制執行はあるものの、あくまで財産処分の一つであり、まずは他の手段によって履行を確保することが前提条件であるため、引き続き根強く行政指導を行い、不法占拠に対する解消及び防止を図っていく。 なお、不法占拠者が不明な物件については、一定期間告知の上、不法投棄物として撤去を行っている。	令和3年2月22日

令和2年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和2年度> 監査テーマ: 財産管理事務の執行状況について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組 (所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
都市整備局	住宅管理担当	155	意見	35	<p>【市営住宅】</p> <p>広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう制度等の見直しを継続的に行うことが望ましい。</p>	<p>指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。</p> <p>広く民間事業者からの募集を図るため、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組みを採用する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、制度等の見直しを継続的に行うことが望ましい。</p>	<p>近隣他都市へ選定時の公募条件等の調査を実施した。今後はその調査結果や適宜の聞き取り等の内容を、令和7年度中に行う次期指定管理者の選定に活かしていく。</p>	改善済	<p>指定管理者の公募数に関しては、なぜ応募数が少ないかの原因分析を行い、検討を行うこととしている。その分析方法の一つとして他都市の指定管理者の実績のある事業者を対象に、各事業者アンケートや聞き取りについて検討を行っているが、実態として本市の指定管理事業者が他都市の指定管理者も請け負っている都市も多く、調査内容についても各事業者が回答しにくい内容も想定されることから、調査対象を事業者ではなく他都市の自治体へ変更し、令和4年度に各自治体に選定時の公募条件等の調査を行うこととする。</p>	令和3年2月22日
経済環境局	地方卸売市場	173	意見	37	<p>【地方卸売市場】</p> <p>地方卸売市場は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。</p>	<p>地方卸売市場は、取扱量が低迷している状況にあり、また施設の老朽化が進行している状況となっている。</p> <p>しかしながら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長寿命化および費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。</p> <p>大規模改修等は一時に多額の資金支出が必要となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。なお、市場の在り方次第で大きく計画も変動することが想定されるため、市場の在り方を確定した後に、中長期的な更新計画を策定することが望ましい。</p>	<p>尼崎市公設地方卸売市場については、令和5年10月に民間事業者の資本等を活用し、敷地全体を一体的に開発することなど、事業の基本的な事項に係る検討内容となる尼崎市公設地方卸売市場再整備事業の概要を公表した。令和6年度に事業者の公募を行い、令和7年度から事業者による整備事業を開始することを予定しており、この事業計画が順調に進捗した場合、市の費用負担による大規模改修・更新計画を策定する必要はなくなるものである。</p>	改善済	<p>中長期にわたる計画に基づき、改修・更新を進めるべきであるものの、現在、今後の市場のあり方について、基本方針を策定（令和元年度）するなど検討を進めている状況にある。市場のあり方を確定した後に、中長期的な更新等計画を策定する。</p>	令和3年2月22日
経済環境局	経済観光振興課	192	意見	41	<p>【旧尼崎警察署】</p> <p>旧尼崎警察署は、尼崎城周辺地域の文化的価値のある旧施設であることから、地域住民の要望を考慮しつつ、さらなる地域活性化のための活用を検討されたい。</p>	<p>尼崎城及び周辺整備に際して、文化的価値のある旧尼崎警察署が活用されるべきであったと考えられるが、耐震基準を満たしておらず、また、設備整備も必要となり多額の支出が必要となることから、現在は閉鎖されたままの状況となっている。</p> <p>尼崎城及び歴史博物館から近く、文化振興の拠点としてはふさわしい施設と考える。城内地区としての都市再生整備計画の更新時において、市民の要望を考慮しつつ活用（利用や売却）について改めて検討されたい。</p>	<p>旧尼崎警察署の建屋については、建設から約1世紀が経過しており、また、阪神・淡路大震災の被災により構造的安全性が担保できていない状況にある。他方で、観光の重点取組地域である阪神尼崎駅周辺地域においては、文化的価値のある旧尼崎警察署建屋を活用することは非常に有意義であると考えられており、そのためにも、旧尼崎警察署建屋の耐震基準を満たすことなどの建築基準法、消防法といった各種法令に適合させるとともに、安全性やバリアフリー化など様々な課題に対処する必要があると考えている。こういった課題に対処するためには、多額の費用が必要となることが想定されていることから、これらの費用の捻出手段として、現時点では、クラウドファンディングなどの手法について研究することとしている。</p>	検討中	<p>観光の重点取組地域である阪神尼崎駅周辺地域において、現在、観光地域づくりに取り組んでいるところであり、観光面での活用も含めて引き続き、検討していく。</p>	令和3年2月22日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度> 監査テーマ: 子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
子ども青少年局 教育委員会 事務局	保育運営課	93	意見	2	中長期にわたる、公立保育所の大規模改修・更新計画を策定することが望ましい。	限られた財源の中、児童の安全確保と費用平準化の観点から、園ごとに改修・更新はどのように予定するか、いくら必要となるか等を明確にした計画を策定することが望ましい。	老朽化により、施設更新が必要な保育所については、本市の「尼崎市公共施設等総合管理計画」及び「第4次保育環境改善及び民間移管計画」に基づき、それぞれ施設更新を進めているところである。 また、現在は、公立保育所も含めた「第1次尼崎市公共施設保全計画」が策定されており、上記の計画対象外の保育所についても、今後は計画的に施設改修・更新が実施されるものとする。	改善済	老朽化により、施設更新が必要な保育所については、大規模改修・更新計画はないもの本市の公共施設マネジメント計画及び保育所の民間移管計画に基づき、建替工事を進めているところである。 現時点において、建替え及び大規模改修の時期が決まっていない保育所についても、用地確保ができ次第、順次、施設更新を行っていく。 また、公立幼稚園のあり方検討会との整合性も併せて図っていくこととする。	令和2年2月21日
	施設課 就学前教育課						公立幼稚園を含めた本市の学校園については、学校施設の維持管理に係るトータルコストの削減や予算の平準化を実現し、さらに児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図るため、令和2年度に「尼崎市学校施設マネジメント計画」を策定するとともに、令和4年度には実施計画を策定し、建替えや設備改修などを進めている。		老朽化により、施設更新が必要な保育所については、大規模改修・更新計画はないもの本市の公共施設マネジメント計画及び保育所の民間移管計画に基づき、建替工事を進めているところである。 現時点において、建替え及び大規模改修の時期が決まっていない保育所についても、用地確保ができ次第、順次、施設更新を行っていく。 また、公立幼稚園のあり方検討会との整合性も併せて図っていくこととする。	令和2年2月21日
教育委員会 事務局	就学前教育課	107	意見	9	公立幼稚園の保護者の要望として、給食の実施および3年保育の実施があるが、現状は実施の検討ができていないため、利用者要望への対応について、可否や対応方法の検討が望ましい。	他都市の事例を分析するとともに、市での導入のメリット・デメリットを明らかにしたうえで、今後の対応について決定されたい。	官民幼保の就学前教育施設における教育内容の充実策や連携方法、さらには、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果的・効率的な運営体制等について、その方向性や取組を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」の策定を進めているところである。 「尼崎市就学前教育ビジョン」については、令和5年11月に当該素案の公表を行い、市民意見公募手続を終え、現在、当該案の公表準備を進めているところである。 なお、当該素案では、今後尼崎市が目指す就学前教育の取組としての3つの柱(就学前教育の質の向上、インクルーシブ教育の推進、幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続)や市立幼稚園の運営体制(特別な支援が必要な子どもの受入人数の拡充、3年保育の実施、一時預かり事業の拡充、魔園(3園を予定)等)について示しており、さらに運営に係る費用や体制の整備等が必要である給食の実施については、早急を実施することは難しいが、保護者や地域のニーズがあることは認識しているため、今後も、引き続き、検討を行う。	検討中	令和3年度に実施した「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」の報告書の趣旨も踏まえ、就学前教育施設に共通する教育内容の充実策や官民幼保の連携方法、更には、保護者ニーズの高い幼稚園給食の実施や保育年齢の見直しの検討を含む今後の市立幼稚園に求められる機能・役割の再整理や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組を示すため、「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」の策定を進める。	令和2年2月21日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度> 監査テーマ: 子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
子ども青少年局	児童課	135	意見	14	<p>【児童ホーム運営事業費】</p> <p>“児童ホーム”および“こどもクラブ”の運営方式について、様々な運営方式における市のメリット・デメリットを明らかとし、今後の運営方針のあり方に関する検討を行うことが望ましい。</p>	<p>他都市の児童ホームおよびこどもクラブの運営方式の事例を分析するとともに、市にとっていかなる運営方式の変更もたらすメリット・デメリットを明らかとし、いかなる運営方式が最適であるか議論を進められた。また、この検討結果を事務事業シートに記載されることが望ましい。</p>	<p>本市においては、児童ホームには、各小学校にコーディネーター（責任者）を配置し、併設の「こどもクラブ」と連携した一体的な運営を行っており、業務委託等を行った場合、一体的な運営が損なわれることから、現行の質の維持が困難であると考えられる。</p> <p>また、①他都市の事例では、これまで任用してきた指導員（会計年度任用職員）について、本市と同等の給与等の処遇を保障した上で、委託先での継続雇用を担保する措置を講じていること、②現在、労働者派遣を活用しているが、その単価は会計年度任用職員の単価を上回っていることから、業務委託等を行っても、運営コストの削減にはつながらないことが想定される。</p> <p>以上のような課題があるほか、採用活動や労働者派遣活用により欠員状況も改善傾向にあることから、直営による運営方式を維持するが、定年制廃止による指導員の高齢化や年齢構成の不均衡等の課題があり、将来的な労働力の不足や児童数の減少を踏まえた最適な業務執行体制についての検討は引き続き行っていく。</p>	検討中	<p>児童ホームの運営に関し、委託について検討する中で他市視察を行ったが、本市においては、各小学校にコーディネーター（責任者）を配置し、併設の「こどもクラブ」と連携した一体的な運営を行っているところであり、委託等を行った場合、一体的な運営が損なわれることから現行の質の維持が困難であると考えられる。</p> <p>また、令和4年度から指導員について、労働者派遣を活用し欠員の補充を行っているが、その時間単価と現行の時間単価とを比較したところ、経費面でのメリットが生じていないことから、委託等を行っても運営コストの削減にはつながらないことが考えられるが、指導員の欠員解消に至っていない状況を踏まえるとともに、開所時間の延長（19時まで）を目指した取組を検討する中において、指定管理の導入等様々な運営方法について検討していく。</p>	令和2年2月21日
子ども青少年局	児童課	138	意見	15	<p>【児童育成環境整備事業費】</p> <p>“児童ホーム”および“こどもクラブ”の運営方式について、様々な運営方式における市のメリット・デメリットを明らかとし、今後の運営方針のあり方に関する検討を行うことが望ましい。</p>	<p>他都市の児童ホームおよびこどもクラブの運営方式の事例を分析するとともに、市にとっていかなる運営方式の変更もたらすメリット・デメリットを明らかとし、いかなる運営方式が最適であるか議論を進められた。また、この検討結果を事務事業シートに記載されることが望ましい。</p>	<p>本市においては、こどもクラブには、各小学校にコーディネーター（責任者）を配置し、併設の「児童ホーム」と連携した一体的な運営を行っており、業務委託等を行った場合、一体的な運営が損なわれることから、現行の質の維持が困難であると考えられる。</p> <p>また、①他都市の事例では、これまで任用してきた指導員（会計年度任用職員）について、本市と同等の給与等の処遇を保障した上で、委託先での継続雇用を担保する措置を講じていること、②現在、労働者派遣を活用しているが、その単価は会計年度任用職員の単価を上回っていることから、業務委託等を行っても、運営コストの削減にはつながらないことが想定される。</p> <p>以上のような課題があるほか、採用活動や労働者派遣活用により欠員状況も改善傾向にあることから、直営による運営方式を維持するが、定年制廃止による指導員の高齢化や年齢構成の不均衡等の課題があり、将来的な労働力の不足や児童数の減少を踏まえた最適な業務執行体制についての検討は引き続き行っていく。</p>	検討中	<p>こどもクラブの運営に関し、委託について検討する中で他市視察を行ったが、本市においては、各小学校にコーディネーター（責任者）を配置し、併設の「児童ホーム」と連携した一体的な運営を行っているところであり、委託等を行った場合、一体的な運営が損なわれることから、現行の質の維持が困難であると考えられる。</p> <p>また、令和4年度から指導員について、労働者派遣を活用し欠員の補充を行っているが、その時間単価と現行の時間単価とを比較したところ、経費面でのメリットが生じていないことから、委託等を行っても運営コストの削減にはつながらないと考えられるが、指導員の欠員解消に至っていない状況を踏まえるとともに、児童ホームの開所延長の取組の検討と合わせて一体的な運営の検討の中で様々な運営方法について検討していく。</p>	令和2年2月21日
子ども青少年局	子ども福祉課	170	意見	36	<p>【交通遺児激励事業費】</p> <p>交通遺児激励事業制度に遡及効果を持たせることで、申請が遅れた場合においても事故時に遡って激励金を支給できるようにすることが望ましい。</p>	<p>事故発生直後においては肉体的、精神的負担が大きく、当制度の申請を行う余裕がないことが考えられる。また、当制度に遡及効果を持たせたとしても事故発生時点は申請書類等で明確なため、不正支給の可能性が高まるとは考えにくい。このため、遺児が受けた多大な打撃を少しでも緩和し、その健やかな育成と福祉の増進に寄与するという当制度の趣旨に鑑み、事故発生後しばらく経過してから当制度に気付いたとしても、事故発生時から申請日の属する月までの経過期間については激励金を支給することが望ましい。</p>	<p>交通遺児激励金について、申請日から事故発生時まで遡して支給することの可否について検討を行った結果、例えば、申請時点においては尼崎市民であるものの事故発生時においては尼崎市民ではなかった者の取扱いについてどのような取扱いをすべきかといったことなど課題も多く、事故発生時から申請日の属する月までの経過期間については激励金を支給しないと結論に至った。</p>	見解の相違	<p>当該事業は、予算上の制約もあることから、予め、支給する対象や範囲等を制度上決めておく必要があり、同じくひとり親支援制度の児童扶養手当に準じて、市の条例及び同条例施行規則の規定に基づき申請日を基準として、申請日の属する月から支給している。</p> <p>交通事故件数が減少傾向にあることや児童扶養手当等ひとり親制度が制度発足時と比べて拡充していることなどから、継続して当該事業について検証を行っているが、当初の趣旨が生活補償のみならず、被害者家族への救済的な措置としての意味もあることから、即時に制度変更を行うことは困難である。</p> <p>今後、尼崎市交通計画安全対策会議で様々な意見を聞くなど、社会情勢を見極めながら、制度の見直しも含め検討していく。</p>	令和2年2月21日

令和元年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<令和元年度> 監査テーマ: 子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
こども青少年局	こども福祉課	171	意見	37	【交通遺児激励事業費】 激励金等の適正支給を測る指標としては、「認定件数/申請者数」より「認定件数/交通遺児数」など他の指標とすかかどうかの検討されることが望ましい。	事業成果である交通事故によって打撃を受けた遺児に対する支援を的確に評価するためには、現在の目標指標（「認定件数/申請者数」）から「認定件数/交通遺児数」に変更することが望ましい。なお、交通遺児数の正確な把握が困難な場合には、市内で発生した交通事故等一定の条件を付け加えることが考えられる。 また、仮に目標値を設定しない（できないと判断する）場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。	交通遺児数や交通遺児が関係する事故数は、公表されておらず、高度な個人情報であることから公安委員会等や医療機関等の難取も現実的ではなく、目標値の母数として設定することは困難と思われる。 また、交通事故件数が減少傾向である中、児童扶養手当等ひとり親支援制度が制度開始当初より拡充されていることから、制度の見直しを含めた形で制度の在り方を含め検討する。	検討中	交通事故件数が減少傾向にあることや児童扶養手当等ひとり親制度が制度発足時と比べて拡充していることなどから、継続して当該激励金について検証を行っているが、この制度は被害者家族への救済措置であり、即時に制度変更を行うことは困難である。今後尾崎市交通安全計画の進捗管理（進捗シート8）において、尾崎市交通安全対策会議で様々な意見を聞くなど、社会情勢を見極めながら、制度の見直しも含め検討する。	令和2年2月21日
こども青少年局	こども福祉課	181	意見	41	【あまがさきキッズサポーターズ支援事業費】 各施設の利用者属性に応じてサービスの提供を行うことが望ましい。	より多くの子育て世帯が利用できるように、利用者に対して各施設共通のアンケートを行い、施設ごとの利用者属性を把握することが望まれる。これにより、各施設に応じたサービスが提供でき、各施設の利用者の満足度を高めることに役立てることができると考える。	令和5年度における新型コロナウイルス感染症の影響は近年と比較すると小さくなっているため、施設ごとの利用者属性を把握するための各施設共通のアンケートを実施しているところである。結果を把握し、今後のよりよい子育て支援につなげていく。	検討中	令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、今年度中にアンケート調査を実施したいと考えている。	令和2年2月21日
こども青少年局	こども福祉課	182	意見	42	【あまがさきキッズサポーターズ支援事業費】 つどいの広場運営の委託先選定について、複数の候補者が出た場合には公募等により決定することが望ましい。	契約の透明性を確保する観点から、施設運営の委託先の選定方法は公募を採用することが望ましい。また、公募への応募事業者数が少ない場合は、仕様書の見直しを検討することが望ましい。	現時点の委託先は、初回は公募に基づき選定しており、子育て中の親子の利用実績は良好であること、また、委託先が誠実に業務を履行し、継続して委託することで効果的な事業の運営が期待できることから、以降は随時契約により契約を継続している状況である。 その一方で、契約の透明性を確保する観点から、施設運営の委託先を公募により選定する方法が望ましい。したがって、各施設ごとの利用者の属性を把握し、委託先の変更による定着した利用者の混乱を考慮する中で、より良い子育て援助活動支援事業サービスを提供するための今後のあり方を研究し、公募も含め新たな事業者が参入をしやすく透明性を担保した委託先の選定方法を検討していく。	検討中	現在の委託先は公募に基づき選定しており、子育て中の親子の利用実績は良好である。誠実に業務は履行しており、引き続き委託することで効果的な事業運営が期待できることから、随時契約により契約を継続している状況である。 一方で同一委託先との長期にわたる随時契約は透明性確保の観点から課題として認識している。また、令和6年度に第4期尾崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び第2期尾崎市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が終了することから、少子化が進む状況に即した利用者にとって、より良い子育て援助活動支援事業サービスを提供するための今後のあり方を研究するなかで、新たな事業者が参入をしやすく透明性を担保した委託先の選定方法を検討していく。	令和2年2月21日
こども青少年局	こども福祉課	188	意見	47	【母子家庭等地域生活支援事業費】 利用者の利便性を考慮し、複数名の弁護士への依頼や土日・夜間の開催の検討が望まれる。	本件事業が風情的になっていることを緩和するため、また、事業継続性を確保するため、公募により別の弁護士も活用することの検討が望まれる。 また、母子家庭という事情を考慮して、可能であれば夜間や土日に相談会や電話相談の結果報告を夜間や土日に行うことを検討されたい。	現在の担当弁護士は、担当している本件事業に係る相談案件が複数年にわたって継続しているものもあり、公募による新たな担当弁護士との交代が難しい状況にある。 また、相談会については、夜間や土曜日又は日曜日を含め、相談者が利用しやすい事業の在り方を検討する。	検討中	担当弁護士は、母子家庭相談の経験値が豊富であり、電話での相談も上限なく迅速に対応しているが、担当弁護士の長期化・高齢化の課題があるため、公募も含め適切な弁護士の選定を行っていく。 また、相談会については、相談者に小さい子供がおられる方が多く、夜間や土日はかえって敬遠されることから、夜間や土日の開催は馴染まないと考えており、相談の結果報告については、今後も相談者の予定にあわせて時間帯に実施するようにしていく。	令和2年2月21日
こども青少年局	こども福祉課	208	意見	56	【母子父子福祉資金貸付金】 償還に係る手続きについて弁護士などの外部の専門家等へ委託することが考えられる。	業務実施の効率性の観点、及び確実な償還による健全な財政確保の観点からは、償還に係る手続きについては弁護士などの外部の専門家等へ委託することが考えられるので、検討されたい。	所属において償還すべき債権について時効期間の整理、催告の実施、所在不明者の調査等、債権内容の整理を行い、弁護士法人へ委託することについて検討している。	改善済	現在、債権管理の適正化を所管する所属において、本債権も含め全庁的に債権回収業務を弁護士法人へ委託することについて検討している。	令和2年2月21日

平成30年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成30年度> 監査テーマ: 公営企業会計(上水道・工業用水道・下水道)の事務管理について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
総務局(公営企業局)	契約課	100	意見	7	業務委託の再委託先からも誓約書を入手するよう検討されたい。	契約の公正性を確保するため、業務委託の再委託先からも、暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を入手することを検討されたい。 暴力団等排除の観点から、「尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱」および「尼崎市水道局事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱」(現「尼崎市公営企業局事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱」)に、業務委託の再委託先からも誓約書を入手することが必要である旨を規定することを検討されたい。	公営企業局分の契約を含め、令和5年4月1日以降に契約する案件から、暴力団等の排除のため、業務委託の再委託先からも誓約書を徴取するよう取扱いを改めた。 具体的には、再委託契約書用の誓約書を新たに作成するとともに、契約書の一部である「暴力団排除に関する特約」において、再委託先(二次以下の再委託を含む。)からの誓約書徴取に係る条項を加える変更等を行い、令和5年4月1日以降に契約する案件から、暴力団等の排除のため、業務委託の再委託先からも誓約書を徴取する取扱いを開始した。	改善済	令和5年1月から試行実施し、事業を所掌している生活安全課と運用上の課題について検証を行ったうえで、令和5年下半年から本格運用を行う。	平成31年2月21日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度> 監査テーマ: 委託契約に関する財務事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
都市整備局	公園維持課	181	意見	52	一者随意契約の見直し	地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされており、「指名競争入札」や「随意契約」は、例外的な取扱いとして認められている。 委託先の選定に当たり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、やむを得ず、随意契約による場合であっても、プロポーザル方式によるか、少なくとも複数見積書の徴取の徹底が望まれる。 しかし、当該委託業務においては、公益財団法人尼崎緑化公園協会との一者随意契約が継続しており、複数見積書の徴取も一部の業務についてのみとなっているため、競争原理が働いていない状況である。このため、委託料の金額の適切性の検証ができていない。また、一部の業務については3者の相見積をとっているものの、一紙低い相手先の金額ではなく、3者の平均を予定価格として、契約金額を決定してしまっている。 所管課によると一者随意契約を行っている論拠は以下のとおりである。 「各公園で活動している市民ボランティアとの協働による花壇管理やイベントの開催など、より多くの市民が花や緑に関心や知識を高められるよう緑化普及啓蒙事業を行うことが本業務に含まれており、その目的、性質が競争入札に適合しない。また、昭和27年に設立された公益財団法人尼崎緑化公園協会は、設立以来本市の緑化普及活動を担っており、高度な園芸知識と様々な緑化関係団体との繋がりを持つ本市が出資している公益財団法人であり、当該委託業務が公益財団法人尼崎緑化公園協会の設立趣旨に合致しているため。このため、『委託業務の性質又は目的が競争入札に適合しないもの』(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)に該当し、一者随意契約を継続している。」 しかし、「随意契約ガイドライン」の2号随意契約の要点に「単に、『業務内容を熟知しており従業者が高いこと』『当該業務に精通していること』等のみをもって当該契約者を限定していないか」の記載があることから、当該委託業務のうち、少なくともフィールド公園等における通常の維持管理(除草、清掃、剪定等)については、一者随意契約を容認する要件には該当せず、民間への委託は可能であると考える。 現在の状況が継続すると、一者随意契約が継続的に行われることにより、競争原理が機能せず、委託料が高止まりとなるおそれがある。したがって、少なくとも施設の維持管理業務を委託する業者の選定については、業者の選定に競争性を確保し、経済性確保への努力が望まれる。	フィールド公園については、今後も施設の管理業務、緑化啓蒙事業、公園保護育成事業を一体的に行うこととしているものの、指摘にあるように、さらなる経費の削減と住民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度等を導入するよう引き続き検討を進めている。	検討中	フィールド公園については、今後も施設の管理業務、緑化啓蒙事業、公園保護育成事業を一体的に行うこととしているものの、指摘にあるように、さらなる経費の削減と住民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度等を導入するよう検討を進めている。	平成30年2月23日

平成29年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成29年度> 監査テーマ: 委託契約に関する財務事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組 (所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果 報告日
教育委員会 事務局	スポーツ推 進課	301	意見	55	一者随意契約の見直し	<p>地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされており、「指名競争入札」や「随意契約」は、例外的な取扱いとして認められている。</p> <p>委託先の選定に当たり競争性を確保させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、争いを得ず、随意契約による場合であっても、プロポーザル方式によるが、少なくとも複数見積書の徴収の徹底が望まれる。</p> <p>しかし、当該業務委託においては、外部団体である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団との一者随意契約が継続しており、複数見積書の徴収されていないため、競争原理が働いていない状況である。このため、委託料の金額の適切性の検証ができていない。</p> <p>一者随意契約が継続している理由は所管課によると、一者随意契約を行っている論拠は以下のとおりである。</p> <p>「本市の出資団体である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、これまで本市と一体となっており、本市のスポーツの推進に取り組んでおり、本市のスポーツ推進に大きく寄与している。トレーニング指導業務は、ペイコム総合体育館内のトレーニング室において、トレーニング室利用者に指導を行うことにより、市民がより効果的にトレーニングができるようしようとしているものであり、本市のスポーツ推進事業の一環として、尼崎市スポーツ振興事業団が他の事業と合わせ行うことにより、より効果的に事業を推進できるものと考えられる。また、トレーニング指導業務は、ここ数年その実績は増加傾向にあり、良好な実績を残している。以上のことから、平成28年度も引き続き尼崎市スポーツ振興事業団にトレーニング指導事業を委託することにより、当該事業を含めた本市スポーツ推進事業を効果的に運営しようとするものである。」とのことである。</p> <p>本業務委託は、国、地方公共団体その他の公法人及び市が出資している公益法人並びにこれらに準ずる団体との契約（尼崎市契約事務規程第3条第2項第14号「資産統括局長が適当と認める契約」の取扱いを通知している「総務局長通知（平成21年2月16日尼契第6770号）」別紙の目録）に該当するため、一者随意契約を継続している。</p> <p>しかし、「随意契約ガイドライン」の2号随意契約の要点に「単に、『業務内容を熟知しており信用度が高いこと』『当該業務に精通していること』等のみをもって当該契約者を限定していないか」の記載があることから、当該業務については、他の自由体において同様の業務がプロポーザル方式により公募されていることから、一者随意契約を容認する要件には該当せず、民間への委託は可能であると考える。</p> <p>現在の状況が継続すると、一者随意契約が継続的に行われることにより、競争原理が働かず、委託料が高止まりとなるおそれがある。したがって、業者の選定については、競争性を確保し、経済性確保への努力が望まれる。</p>	<p>事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。</p> <p>このことは「指定管理者制度運用ガイドライン」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。</p> <p>また、市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類1）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。</p> <p>現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても引き続き検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。</p>	検討中	<p>事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。</p> <p>このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。</p> <p>また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類1）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。</p> <p>なお、施策評価において分類1に該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。</p>	平成30年2月23日
都市整備局	公園計画・ 21世紀の森 担当	189	意見	56	特定の業務の履行を目的として設立された外郭団体への委託に関する対応方針の検討・明文化	<p>当該委託業務においては、市の外郭団体である公益財団法人尼崎緑化公園協会との一者随意契約が継続している。</p> <p>所管課は、市民との協働により、市内を花でいっぱいにし、イメージアップを図るとともに、市民の緑化意識を高揚するという、当該委託事業の性質又は目的が競争入札に適しておらず、また、公益財団法人尼崎市公園緑化協会の設置目的が当該委託事業と一致していることを一者随意契約とする理由としている。しかし、一者随意契約を継続することは業者選定の透明性の確保の観点からは好ましくなく、また、競争原理が働かない結果、委託料の適切性の検証が行えないという問題が生じるおそれがある。</p> <p>そのため、市出資団体の設置目的と一致する事業について、「その性質又は目的が競争入札に適さない場合」という2号随意契約に該当するか否かの判断がぶれないように、全市の方針を検討し、示すことが望まれる。</p> <p>市は、例えば、「出資団体へ業務を委託する場合、当該委託業務の履行を目的として設立された市の出資団体への委託であるという点のみを捉り所として、安易に『その性質又は目的が競争入札に適さない』契約であると判断すべきではない。当該業務について、類似業務も含め民間が実施していないため、競争原理が働く環境にないということを厳格に審査の上、2号随意契約に該当するか否かを判断すること」というように、当該業務の履行を目的として設立された外郭団体への一者随意契約の可否を判断する際の全市の方針を、検討の上明文化することが望まれる。所管課がそれに従い、委託業者を選定すれば、業者選定の透明性の確保の推進へ寄与できるものと考えられる。</p>	<p>現在、市出資団体の設置目的と一致する事業が2号随意契約に該当するか否かの判断基準等の策定に向けた検討を進めているため、策定後に当該判断基準等に基づき対応していく。</p>	検討中	<p>現在、本市全体における市出資団体の設置目的と一致する事業が2号随意契約に該当するか否かの判断基準等の策定に向けた検討を進めているため、策定後に当該判断基準等に基づき対応していく。</p>	平成30年2月23日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成28年度> 監査テーマ: 指定管理者制度について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組 (所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	60	意見	132	自動販売機の設置についての尼崎市による直営化	<p>記念公園においては、尼崎市は、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団へ、自動販売機22台の公園施設設置許可（行政財産使用料190千円）、レストランの公園施設管理許可（行政財産使用料831千円）、地下サウナ脱衣室の行政財産使用許可（タンニングマシンの設置許可による行政財産使用料32千円）を行っている。一方、これらの自主事業実施の結果、同事業団には、自動販売機設置により9,869千円、レストランで174千円、地下サウナ脱衣室で309千円、合計10,351千円の自主事業収入があり、行政財産使用料合計1,053千円との差額9,298千円が同事業団の利益となっている。</p> <p>所管課によれば、都市公園の機能の増進に資すると認め、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団からの申請に基づき、都市公園法上の施設設置許可等を与えているとのことだった。</p> <p>現状は、尼崎市の公有財産である都市公園へ自動販売機を設置するという点では同じであるにも関わらず、尼崎市が、自動販売機の設置業者へ、直接、設置許可を与えれば、その使用料収入は190千円にすぎないが、一方、尼崎市が、指定管理者へ設置許可を与え、指定管理者が自動販売機の設置業者と契約をすれば、指定管理者は9,679千円の利益を得られる仕組みとなっている。都市公園の設置者である尼崎市が得られる収入より、指定管理者が得ることができる収入の方が多額であるという仕組みが存在することは、尼崎市の公有財産の有効活用という観点から疑問がある。</p> <p>また、都市公園は、「公有財産の有効活用の推進を踏まえた使用料等の取扱について（通知）」の対象外であるものの、同通知の「市場性を反映した使用料等収入と使用許可者等の透明性の確保」という趣旨は同様であると思われるが、それが達成できていない。</p> <p>さらに、当該自動販売機の設置を公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が行うことの必然性がない。</p> <p>以上より、都市公園への自動販売機の設置については、都市公園条例等を改正し、出資団体かつ指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団への公園施設設置許可とせず、尼崎市が、市場性を反映した使用料収入を得られるよう、公募により、直接、自動販売機の設置業者へ公園施設設置許可を与え、尼崎市が収入を得ることを検討すべきである。</p>	<p>自動販売機の設置については、指定管理者による自主事業として行っているが、市が自動販売機の設置事業者を公募により選定することになると、これまで現地で行っていた利用者対応、故障時や自販機が壊された場合における即時対応などの維持管理の水準を確保できない。また、指定管理者の工夫や努力による収入源を奪うことになるため、指定管理者の業務遂行上のモチベーション等にも悪影響を及ぼすおそれがある。こうしたことを勘案すると、所管課としては得策ではないと考える。</p>	見解の相違	<p>記念公園等における自動販売機の設置については、事業団が施設の設置目的に沿った各種事業を実施するための財源とする目的で実施している自主事業であり、現時点では公募を実施していないが、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて引き続き検討を進めていく。</p>	平成29年2月20日
教育委員会 事務局	スポーツ推進課	68	意見	133	非公募から公募への選定方法の見直し	<p>指定管理者制度は、民間事業者間の競争原理や事業者が保有する施設管理のノウハウの活用により、経費の節減、質の高い住民サービスの提供を目的とする制度である。したがって、指定管理者の選定は原則として公募により行い、一定の要件を満たす場合に例外的に非公募が容認されている。</p> <p>当該社会体育施設については、平成18年4月に指定管理者制度を導入してから10年超にわたり、「指定管理者制度について（指針）」（平成26年4月最終改訂）に定める、「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合」に該当するとして、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が非公募により指定管理者として選定されている。</p> <p>なお、当該施設の管理業務は大きく分けて体育施設の利用により行う事業の実施（ソフト面）と、施設の維持管理（ハード面）の2面からなるが、所管課によると、指定管理者の公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、ソフト面を重視し非公募として選ばれているとのことである。</p> <p>しかし、非公募による選定は、特定の団体を尼崎市が指名する選定方式であり、①指定管理者候補の選定に関する透明性を確保する、②競争原理の働く中でより良い提案をせよ、③行政の見込みを上回る民間のノウハウを生かした提案をせよ、という指定管理制度導入による効果を十分に得られない惧れがある。</p> <p>このような事態に陥ることを防止するために、また、当該施設の「体育施設の管理運営」という業務の性質上、非公募としなければならない理由はなく、原則どおり公募によることが望まれる。</p>	<p>事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。</p> <p>このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合」は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。</p> <p>また、市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類1）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。</p> <p>現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても引き続き検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。</p>	検討中	<p>事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。</p> <p>このことは「指定管理者制度について（指針）」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合」は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。</p> <p>また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体（分類1）」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。</p> <p>なお、施策評価において分類1に該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。</p>	平成29年2月20日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成28年度> 監査テーマ: 指定管理者制度について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	69	意見	134	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確化と精算	<p>指定管理業務に含まれる、日常的な施設等の補修・修繕にかかる費用のうち、補修・修繕を行わなかったことによる、指定管理者が策定した予算の予算未執行額については、原則、毎年度精算対象とすることが望まれる。</p> <p>尼崎市社会体育施設管理業務実施要項によると、日常的修繕のうち、1件当たり1,000千円未満の日常的修繕費を指定管理者が負担し、1,000千円以上の修繕費の分担は委託者と協議を行うこととなっている。</p> <p>平成27年度の管理経費に含まれる修繕費については、屋内プール分が予算額5,335千円に対して実績額3,976千円、地区体育館分が予算額4,762千円に対して実績額4,129千円であり、屋内プール1,358千円、地区体育館632千円の合計1,991千円の予算未執行額があるが、尼崎市社会体育施設の管理に関する仮基本協定書上、修繕費について精算する旨を定めていないため、当該予算未執行額1,991千円の精算はされていない。</p> <p>このように予算額と実績額の差が大きいのは、具体的な修繕の見積り額の集計額として予算が編成されている訳ではなく、当初プロポーザル時に尼崎市に提出した予算をベースにした予算額にすぎないことが要因であると考えられる。</p> <p>また、所管課によると、日常的修繕費について精算する旨を基本協定書上規定していない理由は、過去に、本来、尼崎市が負担すべき大規模改修工事につき、尼崎市が予算を確保できない中、指定管理者が自己財源で負担した年度もあり、実質的には所管課が過大な指定管理料を負担しているのではないかと判断したためとのことであった。</p> <p>このような状況においては、本来、指定管理者が行うべきである日常的な施設の修繕・補修の先延ばしにより、利得を得るケースも想定される。ひいては、施設にとって必要な維持管理水準の保持を徹底できなくなる恐れもある。</p> <p>このような事態に陥ることを防止するためには、基本協定書上、想定される修繕工事の区分、個々の修繕工事に関する尼崎市と指定管理者の分担や判断基準、及び基本協定書の規定にない修繕工事が発生した場合の費用負担方法について明確にした上で、指定管理者が負担する1,000千円未満の日常的修繕費については、原則、毎年精算とすることを明記し、年度末に精算することが望まれる。</p>	<p>現在、事業団が指定管理者となっている社会体育施設については設置から年数が経過していることから、日々の管理運営において、様々な修繕を行う必要があるが、施設修繕における重要性や優先順位等については、協定書等に基づき、指定管理者の判断と責任において柔軟に対応する必要があることから、指定管理料の精算については実施していない。</p> <p>なお、修繕の実施状況等に係る管理運営の内容については、事業実施報告や指定管理者モニタリング制度を活用することで、適正な費用負担や必要な業務実施等について確認しているところである。</p>	検討中	<p>現在、事業団が指定管理者となっている社会体育施設については設置から年数が経過していることから、日々の管理運営において、様々な修繕を行う必要があるが、施設修繕における重要性や優先順位等については、協定書等に基づき、指定管理者の判断と責任において柔軟に対応する必要があることから、指定管理料の精算については実施していない。</p> <p>修繕の実施状況等にかかる管理運営の内容については、事業実施報告や指定管理者モニタリング制度を活用することで、適正な費用負担や必要な業務実施等について確認しているところである。</p>	平成29年2月20日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	73	意見	135	自動販売機の設置についての尼崎市による直営化	<p>過去からサンビック尼崎及び各地区体育館の敷地内に自動販売機11台を設置するスペースについては、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団に行政財産使用許可を与えている。</p> <p>平成27年度においては、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、自主事業として、自動販売機の設置により民間業者から2,458千円の収入を得ている。なお、尼崎市へ支払っている行政財産使用許可による行政財産使用料は年間142千円であり、差額2,315千円が同事業団の利益となっている。</p> <p>所管課によれば、指定管理者制度が導入される以前から継続して、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団からの申請に基づき、行政財産の目的外使用許可を与えているとのことだった。尼崎市が直営で運営すれば、通常、利益を得ることができ自動販売機の設置を、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団へ実施させているが、当該自動販売機の設置を公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団がすることに必然性はない。</p> <p>自動販売機の設置については、出資団体でかつ指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団への行政財産使用許可とせず、原則どおり、尼崎市として、公募により最大額の使用料を払う事業者と賃貸契約を締結することが望まれる。</p>	<p>本市社会体育施設は、出資団体であるスポーツ振興事業団が、自主事業として本市スポーツ施策において重要な役割を果たしているところである。自動販売機の設置については、事業団がそうした事業を実施するための財源とする目的で実施している自主事業であり、現時点では公募を実施する考えはない。一方で、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらの検討を進めるに当たり、自主事業全体の整理と合わせて検討を進めていく。</p>	検討中	<p>自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施するための財源とする目的で自主事業として実施しており、現時点では公募を実施していないが、令和元年度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整理や適正な指定管理料の積算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。</p>	平成29年2月20日

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成28年度> 監査テーマ: 指定管理者制度について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組 (所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
総合政策局	地域総合センター担当	119	意見	141	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確化と精算	<p>指定管理業務に含まれる、施設の軽微な修繕にかかる費用のうち、補修・修繕を行わなかったことによる予算未執行額については、原則、毎年度精算対象とすることが望まれる。</p> <p>尼崎市立総合センター指定管理者運営業務仕様書及び尼崎市立地域総合センター塚口管理業務実施要項によると、日常的修繕のうち、1件当たり500千円未満の修繕費を指定管理者が負担し、500千円以上の修繕費の分担は尼崎市と協議を行うこととなっている。</p> <p>平成27年度の管理経費に含まれる修繕費については、予算額1,700千円に対して実績額59千円で、1,641千円の予算未執行額が残っているが、尼崎市立塚口総合センターの管理に関する仮基本定書上、修繕費について精算する旨を定めていないため、当該予算未執行額1,641千円の精算はされていない。1,641千円が予算未執行額となってしまった理由は、平成27年度は、管理経費予算として計上されているにも関わらず、建築基準法に基づく建築物設備点検で見えられた事項に対応する修繕工事や、指定管理者が年度末までに行わなかったためとのことである。</p> <p>本来指定管理者が行うべきである日常的な施設の修繕・補修の先延ばしにより、指定管理者が利得を得るケースも想定される。ひいては、施設にとって必要な維持管理水準の保持を徹底できなくなる恐れもある。</p> <p>このような事態に陥ることを防止するためには、基本協定書上、想定される修繕工事の区分、個々の修繕工事に関する尼崎市と指定管理者の分担や判断基準、及び基本協定の規定にない修繕工事が発生した場合の費用負担方法について明確にした上で、指定管理者が負担する500千円未満の修繕費については、原則、毎年精算とすることを明記し、年度末に精算することが望まれる。</p>	令和7年度からの指定管理者となる事業者の公募を令和6年度中に行うため、令和5年度中に当該施設の指定管理料に係る精算制の導入についての考え方を整理する。 <p>なお、現在の指定管理者に対しては、修繕の執行状況について、現場への視察を含めた日々のモニタリングにより執行管理し、不当な執行控えが生じないよう徹底している。</p>	検討中	<p>地域総合センターは、著しく老朽化している施設も多いことから、例年修繕箇所が非常に多い地域総合センターについては、これまでどおり精算制を導入せず、500千円未満の修繕については指定管理者側の裁量で行い、500千円以上の修繕については市と指定管理者で協議しながら行っていく形が現時点では、最適と考えるものの、他の指定管理施設における精算制の採用状況などを分析し、次期、指定管理者選定までに精算制の導入について検討を行う。</p> <p>また、修繕工事の区分等については令和3年度より基本協定書上で記載し、これまでどおり500千円という金額を一つの判断基準とする中で市と指定管理者との分担について定め、必要に応じて協議を行いながら修繕を実施している。</p> <p>なお、地域総合センター塚口のケースについては、法定点検による指摘を結果的に放置したこととなるので、事実が発覚して以降、即座に修繕を行うよう指導した。また、今後このようなことが起こらないよう十分に注意するよう指導し、市としても委託者としての指導義務を果たしていくことを改めて徹底している。</p>	平成29年2月20日

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成27年度> 監査テーマ: 債権管理事務について(市税を除く)

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組 (所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
教育委員会事務局	学事企画課	284	意見	164	各高等学校債権管理状況の学務課によるモニタリングの強化	<p>未収金の督促や納付交渉を含めた債権管理業務・回収業務は各高等学校に配置された管理担当者に一任され、担当者から相談があったときのみ、学務課担当者が相談に乗るなどの支援業務を行っている。</p> <p>平成26年度の不納欠損は、平成26年度に不納欠損処理された168件の債権のうち125件、収入未済額ベースでは総額1,646千円のうち1,237千円が平成21年度に発生した債権であり、時効中断手続が一度も取られないまま不納欠損となった事案が多数含まれている可能性がある。</p> <p>また、平成25年度で授業料無償化が終了したことに伴い、今後債権が増加していくと想定される。</p> <p>以上により、学務課においては、新たな滞納債権の発生を防止し、また長期滞納債権については計画的に回収を進めるための方針を策定し、当該方針を各学校への周知の上、債権管理の状況をモニタリングすることが必要である。具体的には、滞納の初期段階での催告状の送付や納付交渉の徹底、分割納付の要件を定めた上での書面による分割納付誓約書の入手等を各学校へ指導し、その実施状況につき、特に高額債権や長期滞留債権については、モニタリングを強化することなどが望まれる。</p>	<p>現年度分の授業料に未収金が発生したときは、督促手続を必ず行うとともに、督促後も納付がないときはその滞納者に対し、書面や電話による催告を行うよう教育委員会事務局から各市立高等学校に指導している。また、滞納者等に次の納期以降も滞納させないこと及び新たな滞納者を出さないことが重要であるため、それを念頭に納付指導を行うよう指導している。</p> <p>今後は、未収金が発生した場合の対処方法のほか、滞納の累積又は未納の長期化を起させないような取組について、今後整備するマニュアルに反映させるようにする。</p> <p>その他新たな取組として、令和6年度から特に過年度の滞納分(翌年度以後に繰越測定が行われた未収の債権)について、市の税外諸収入に係る弁護士催告制度を利用して、弁護士に催告業務等を委託して債権回収に取り組む。</p>	検討中	<p>学校現場に対しては、現年度分の未収金が発生した際には、当該未納者に対して速やかに(書面や電話による)督促を行い、在校生による新たな滞納者を出さないよう日頃から努めるよう指導している。</p> <p>今後においても引き続き、学校現場との連携の中で、各校の授業料納付状況や滞納状況、長期滞納者の把握に日々努めるなどモニタリングを徹底していく。</p> <p>また未収金が発生しないようにする仕組みや生じた際の対処方法を構築し、高額債権や長期滞留債権に繋がることのない仕組みを今後のマニュアル整備に反映させる。</p> <p>なお、過年度分の滞納者へは、弁護士委託の活用も含め、学校現場との連携を図りながら電話等による督促など債権回収に取り組む。</p>	平成28年2月22日

平成26年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成26年度> 監査テーマ: 尼崎市教育委員会に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	90	意見	165	施設管理に係る公募の実施について	<p>地区体育館等指定管理者管理運営事業の指定管理者は、平成18年の制度導入以降、継続してスポーツ振興事業団であり、また指定管理料は約240万円程度と多額な金額で推移している。</p> <p>この点、市は、指定管理料についてスポーツ振興事業団と交渉により見直しを行ったうえで、運営上必要と認められる金額を算定しており、また、運営管理を継続して行うことにより、事業内容を充実化できると考えているとのことであった。</p> <p>しかしながら、過去3年間の利用者数が大幅に増加していない状況を鑑みて、スポーツ振興事業団を継続して指定管理者とする必然性に乏しいと考えられるため、指定管理者を広く公募制にして、より適切な事業者の適定方法を検討することが望ましい。</p>	<p>事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。</p> <p>このことは「指定管理者制度運用ガイドライン」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。</p> <p>また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体(分類Ⅰ)」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。</p> <p>現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても引き続き検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。</p>	検討中	<p>事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。</p> <p>このことは「指定管理者制度について(指針)」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。</p> <p>また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体(分類Ⅰ)」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。</p> <p>なお、施策評価において分類Ⅰに該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。</p>	平成27年2月19日
教育委員会事務局	学校教育課 企画管理課 職員課 学事企画課	260	意見	169	学校徴収金の未納対策マニュアルの整備について	<p>学校徴収金の徴収事務は各校の教員が行っているが、尼崎市においても未納が発生している。</p> <p>市は、家庭の状況を一番把握しているのは教員であることを理由に、未納者に対する督促等の徴収事務などの未納対策を各学校に一任しているため、各校が各々の方法で対応している状況であり、特に統一した未納対策マニュアル等を作成していない。</p> <p>近年、保護者との連携や理解など年々難しくなっており、未納が長期化することもあり、適正に支払っている保護者まで支払わなくなる可能性、いわゆるモラルハザードの問題も指摘されている。</p> <p>そのため、学校徴収金の徴収事務は、未納が長期化する前に徴収できるよう、学校だけに任せるとはならず、市も関与し組織的に取り組むべき喫緊の課題であり、未納対策マニュアルに集約し、情報共有すべきである。</p> <p>さらに、未納対策マニュアルにより徴収事務が定型化でき、教員の徴収事務負担が軽減され、結果的に学校教育の充実につながることも考えられるため、市は未納対策マニュアルを作成し、全校で統一した運用を行うなどの対応が必要である。</p>	<p>学校園徴収金の徴収等は、各学校園において私会計で行われており、未収金があった場合等において、市の債権管理マニュアルに基づいて対応することは困難であるため、学校園徴収金事務独自の未納対策マニュアルが一定必要であることは認識している。</p> <p>現状では、各学校園の担当教職員は、未納対策の事務(保護者口座への入金指導、滞納整理等)を、多忙の中、各学校園の教職員の体制、徴収方法等に見合った手法で行っており、滞納は皆無又は最小限に抑えている。統一のマニュアルを作成する場合、その内容が詳細であればある程、学校園は当該事務を行いづらくなり、内容が詳細でなければいけぬ程、実効性が低いものになるため、「使えるマニュアル」にするためにはかなりの実態把握や検討が必要となる。</p> <p>今後は、未納対策に係る各学校園の実態を把握し、各学校園の意見を聴いたうえで、内容の検討を進める。</p>	検討中	<p>学校徴収金の徴収事務は、平成31年1月に出された中央教育審議会の答申において、基本的には学校以外が担うべき業務として整理されている。本市においては、教員の勤務時間の適正化の観点から、令和3年度より給食費の公会計化を行ったところである。</p> <p>給食費以外の学校徴収金は準公金であるものの、本市の債権管理マニュアルに沿った債権確保は困難であることから、各学校で統一に取り組めるマニュアル作成は必要であると認識している。</p> <p>今後は、各学校の現況調査を行うとともに、他都市の取組事例も参考にしつつ、実効性のあるマニュアル作成を進めていく。</p>	平成27年2月19日

平成25年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成25年度> 監査テーマ:高齢者施策に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
福祉局	高齢介護課	107	意見	170	老人福祉センターの指定管理者選定の妥当性について	<p>市のA型の指定管理者は、非公募により市社協が選定されている。</p> <p>これについて、市社協が促進協会の職員を受け入れた際に、市と市社協との間で締結された覚書によると、職員の労働環境に不利益が生じないように努めるとし、A型の指定管理者としての業務を市社協が適性の実施している限りにおいて、議会の承認を得ることを条件に、指定管理者を一定期間継続して市社協に指定することとなっているため、実質的に将来に亘って市社協を指定しているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、指定管理者制度の趣旨に鑑み、今後は、競争原理が働くように、募集の方法を公募することを検討する必要がある。</p>	<p>総合老人福祉センターは、施設の現地建替等を検討しており、同施設の供用停止を見据えた対応が必要であること、また、千代木園及び福喜園は社会体育施設との統合により廃止し、新たに健康ふれあい体育館として供用を開始する予定であることから、各施設の利用者に対しては施設の移行等に向けた丁寧な対応が求められる。</p> <p>また、鶴の集園及びワークセンター和楽園は、次期指定期間終了後の令和11年度から予定している総合老人福祉センターの見直しに伴う機能転換を計画しており、各施設の利用者に対して同様に丁寧な対応が求められる。</p> <p>このような対応にあたっては、同施設の指定管理者として長年培ったノウハウや経験が必要となるため、令和6年4月に向けては、引き続き、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を非公募で指定管理者として指定することとした。なお、この旨については、令和6年2月議会へ議案を上程する。</p>	検討中	<p>公共施設マネジメント計画に基づく老人福祉センターの今後のあり方検討といった施設の存廃や機能移転に係る変動要素を含んでいることから、これらの移行期間として、令和元年度からの5年間については、引き続き非公募により社会福祉協議会を指定管理者として選定した。</p> <p>しかしながら、令和6年度以降については指定管理者制度の趣旨等を踏まえ、原則公募による選定を行う予定であり、引き続き検討を進めていく。また、複合施設への機能移転を予定している福喜園についても、令和6年度に複合化の予定であるが、指定管理者の選定方法については、複合施設のうち体育館部分を所管するスポーツ推進課とともに検討・協議を進めていく。</p>	平成26年2月18日
福祉局	高齢介護課	177	意見	173	慰労金事業の継続要否の検討について	<p>市の慰労金支給件数は平成24年度で2名と極めて少ない状況であり、事務手続にかかる人件費等のコストを勘案すると事業の継続には疑問が残る。</p> <p>そのため、慰労金事業の存続の要否について検討を行うとともに、存続するのであれば、金品の提供だけでなく、より家族介護者に対する慰労となるような事業を検討すべきである。</p>	<p>令和元年度に国において支給要件が、要介護5又は4から要介護3に緩和された。本市においては、平成29年度から令和4年度までの利用実績はないものの、他都市の調査結果を参考に、その対応について検討を行うとともに、事業の見直しを行っていく。</p>	検討中	<p>令和元年度に国において支給要件が、要介護5又は4から要介護3に緩和された。本市においては、平成29年度から令和3年度までの利用実績はないものの、来年度他都市調査を行うなど、その対応について検討を行うとともに、事業の見直しを行っていく。</p>	平成26年2月18日

平成23年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成23年度> 監査テーマ:行政財産の管理等に係る財務事務について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	95	意見	181	指定管理者の公募について	<p>使用料の見直しを市民にお願いするのであれば、その前に、指定管理料の引き下げ努力が必要である。本来の指定管理制度の趣旨である「民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図る」ということを想起し、(指定管理者を公募で選定することにより)市場に指定管理料価格の妥当性を問う必要がある。</p>	<p>事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。</p> <p>このことは「指定管理者制度運用ガイドライン」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。</p> <p>また、市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体(分類Ⅰ)」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。</p> <p>現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても引き続き検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。</p>	検討中	<p>事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、記念公園及び社会体育施設の管理運営を行うとともに、前述の目的に資する各種事業について、当該施設を拠点に継続して実施してきた。</p> <p>このことは「指定管理者制度について(指針)」に規定する「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に該当する。</p> <p>また市が策定した「外郭団体等への派遣・幹旋等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体(分類Ⅰ)」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。</p> <p>なお、施策評価において分類Ⅰに該当する外郭団体等とともに取組成果を確認する仕組みを構築して運用開始したところであるが、現在、外郭団体に対する指定管理の公募、非公募の基準見直しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて対応していく。</p>	平成24年2月20日
都市整備局	公園維持課	199	意見	186	買収による一体的整備について	<p>都市計画区域の土地の買収がすべて完了した時点で一体的に整備するとしているが、昭和60年以降、買収が進まない中で当該未利用地の有効利用について検討することが望ましい。</p>	<p>監査結果報告書の対象となっている三反田公園の未供用区域については、令和4年度に売却が完了したため、未利用地の有効活用については、終息を見ることができた。</p>	改善済	<p>未供用区域については、令和3年度に測量作業が完了し、現在、土地整理を行っているところであり、令和4年度中の売却を予定している。</p>	平成24年2月20日

平成22年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

<平成22年度> 監査テーマ: 普通財産及び借受財産の管理等に係る財務事務について

局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和5年度取組(所管課回答)	措置状況	令和4年度公表文	監査結果報告日
総合政策局	ダイバーシティ推進課	164	意見	198	売却も含めた活用方法の検討について	戸ノ内町3丁目698-25については、長期にわたり地域に便宜供与が図られている状況は好ましくないため、売却等有効な活用方法についての検討を行う必要がある。	当該土地を不法に占有している者に対する土地明渡し等請求の訴えを、令和5年10月に裁判所に提起した。 なお、当該土地には令和4年度までに監視カメラやフェンスを設置し、侵入等の防止対策を講じている。	検討中	令和3年度に2回、関係者と直接面会する機会を設けるなど、資材の撤去に向けた調整を進めている。	平成23年2月21日
都市整備局	道路整備担当	215	意見	200	早期売却に向けた地元協議の推進について	当該用地の売却が困難となっている最大の理由は、通過交通を排除するため、前面道路に車止めが設置され、一般車両の進入が事実上不可能となったことにある。車止め設置の決定が行われた当時、その後の土地利用方法(売却等を含む)について十分な検討が行われたのか疑問である。当該用地については、財源確保の観点から、早期売却に向けて地元との十分な協議を積極的に進める必要がある。	本件土地については、平成19年度に地元住民と車止めの移設に係る協議を行ったものの理解が得られなかった経緯がある。令和2年度に再度地元住民と協議を行ったがその状況は現状も変わらず、令和2年度以降、地元との協議は進展がない。公募貸付制度の手続きを行い募集を募っているが、契約には至っていない。 今後も継続して公募貸付等による有効活用を図るよう取組みを進めることとする。	検討中	本件土地については、平成19年度に地元住民と車止めの移設に係る協議を行ったものの理解が得られなかった経緯がある。令和2年度に再度地元住民と協議を行ったがその状況は現状も変わらず、庁内における利用ニーズを調査したものの、他部署での利用までには至らなかったため、市民提案制度及び公募貸付制度の手続きを進めたが、契約には至っていない。 今後も継続して公募貸付等による有効活用を図るよう取組みを進めることとする。	平成23年2月21日